

令和5年度予算及び令和4年度補正予算 による中小企業支援について

令和5年2月
近畿経済産業局

事業再構築補助金

(中小企業等事業再構築促進事業)

中小企業等事業再構築促進事業

近畿経済産業局 中小企業課 TEL : 06-6966-6023

令和3年度補正予算額 6,123億円

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、中小企業等が、新分野展開や業態転換などの事業再構築を通じて、コロナ前のビジネスモデルから転換する必要性は、依然として高い状況にあります。
- こうしたことから、令和2年度3次補正予算で措置した中小企業等事業再構築促進事業について、必要に応じて見直しや拡充を行いながら、中小企業等の事業再構築を支援し、日本経済のさらなる構造転換を図ってきたところです。
- 本事業について、引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者への重点的支援を継続しつつ、売上高減少要件の緩和などを行い、使い勝手を向上させます。
- 特に、ガソリン車向け部品から電気自動車等向け部品製造への事業転換のように、グリーン分野での事業再構築を通じて高い成長を目指す事業者を対象に、従来よりも補助上限額を引き上げ売上高減少要件を撤廃した新たな申請類型を創設することで、ポストコロナ社会を見据えた未来社会を切り拓くための取組を重点的に支援していきます。

成果目標

- 事業終了後3～5年で、付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上の増加等を目指します。

条件 (対象者、対象行為、補助率等)



事業イメージ

主な補助対象要件

- ① 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前と比較して10%以上減少していること（グリーン成長枠を除く）
- ② 事業再構築指針に沿った事業計画を認定経営革新等支援機関と策定すること（補助額3,000万円超は金融機関も必須）等

補助金額・補助率

申請類型	補助上限額(※1)	補助率
最低賃金枠 (最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な特に業況の厳しい事業者に対する支援)	500万円、1,000万円、 1,500万円 (※2)	中小3/4、 中堅2/3
回復・再生応援枠 (引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者に対する支援)		
通常枠 (事業再構築に取り組む事業者に対する支援)	2,000万円、4,000万円、 6,000万円、8,000万円 (※2)	中小2/3、 中堅1/2 (※3)
大規模賃金引上げ枠 (多くの従業員を雇用しながら、継続的な賃金引上げに取り組むとともに、従業員を増やして生産性を向上させる事業者に対する支援)	1億円	
グリーン成長枠 (研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者に対する支援)	中小1億円、中堅1.5億円	中小1/2、 中堅1/3

(※1) 補助下限額は100万円 (※2) 従業員規模により異なる
(※3) 6,000万円超は1/2 (中小のみ)、4,000万円超は1/3 (中堅のみ)

補助対象経費

建物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費（一部の経費については上限等の制限あり）

事業再構築補助金の申請枠（第8回公募について）

※ 第9回公募については、公募要領がまだ出ていない状況です。

第8回公募要領と現段階では同様と聞いておりますので、3～25ページ目に関しては、第8回公募要領を用いて、ご説明します。

申請枠	補助上限額	補助率
通常枠	2,000万円～8,000万円	2/3 (6,000万円超は 1/2)
回復・再生応援枠	500万円～1,500万円	3/4
最低賃金枠	500万円～1,500万円	3/4
大規模賃金引上枠	1億円	2/3 (6,000万円超は 1/2)
グリーン成長枠	1億円	1/2
緊急対策枠	1,000万円～4,000万円	3/4 (5人以下：500万円超は 2/3) (21人以上：1,500万円超は 2/3)

(※)上表の補助上限額・補助率は、中小企業に適用される数値です

従業員規模に応じた補助上限額の設定

- **通常枠**の補助上限額を従業員の規模に応じて、従業員数20人以下：2,000万円、21～50人：4,000万円、51～100人：6,000万円、101人以上：8,000万円と設定

補助上限額・補助率（通常枠）

従業員規模	補助上限額	補助率
20人以下	<u>2,000万円以内</u>	【中小企業】 <u>2/3</u> (6,000万円超は1/2) 【中堅企業】 <u>1/2</u> (4,000万円超は1/3)
21人～50人	<u>4,000万円以内</u>	
51人～100人	<u>6,000万円以内</u>	
101人以上	<u>8,000万円以内</u>	

(※) 従業員規模ごとの補助上限の設定額は、類型（枠）により異なる

主要な申請要件（通常枠）

- 各類型（枠）に共通する申請要件は4つ存在する（「グリーン成長枠、緊急対策枠」を除く）

① 売上が減少していること（売上高等減少要件）

- 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前（2019年1月～2020年3月）の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること。
- 売上高に代えて、付加価値額（15%以上減少）を用いることも可能（詳細は公募要領をご参照ください）。

② 事業再構築に取り組むこと（事業再構築要件）

- 事業再構築指針に沿った新分野展開、業態転換、事業・業種転換等を行うこと。

③ 認定経営革新等支援機関と事業計画を策定すること（認定支援機関要件）

- 事業再構築に係る事業計画を認定経営革新等支援機関と策定すること。
- なお、補助金額が3,000万円を超える案件は、金融機関（銀行、信金、ファンド等）も参加して策定すること（金融機関が、認定経営革新等支援機関を兼ねる場合は、金融機関のみで構いません）。

④ 付加価値額を増加させること（付加価値額要件）

- 補助事業終了後3～5年の間で、付加価値額の年率平均を3.0%以上増加、あるいは、従業員1人当たり付加価値額の年率平均を3.0%以上増加の達成を見込む、事業計画を策定すること。

サービス業での活用例（新分野展開）

サービス業

コロナ前

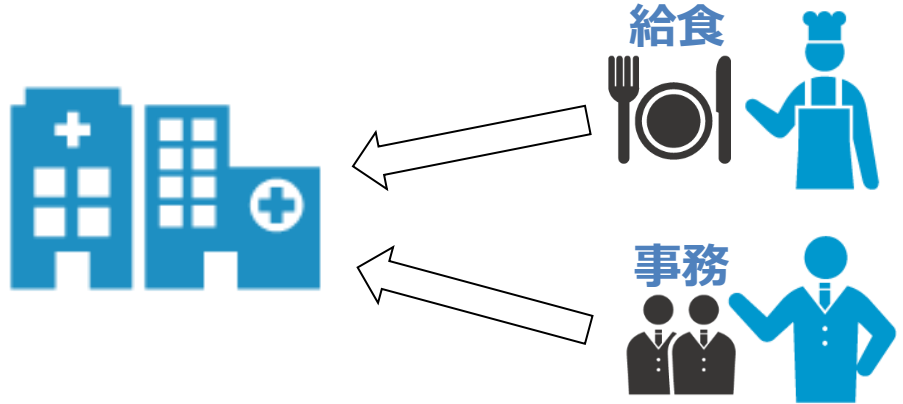
高齢者向けデイサービス事業等の介護サービスを行っていたところ、コロナの影響で利用が減少。



新分野
展開

コロナ後

デイサービス事業を他社に譲渡。
別の企業を買収し、病院向けの給食、
事務等の受託サービス事業を開始。



補助経費の例：建物改修の費用
新サービス提供のための機器導入費や研修費用など

飲食業での活用例（業態転換）

飲食業

コロナ前

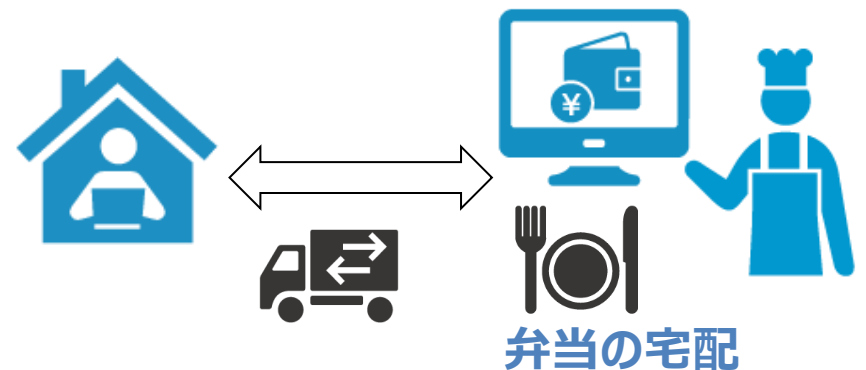
居酒屋を経営していたところ、
コロナの影響で売上が減少



業態
転換

コロナ後

店舗での営業を廃止。
オンライン専用の弁当の宅配事業
を新たに開始。



補助経費の例：店舗縮小に係る建物改修の費用
新規サービスに係る機器導入費や広告宣伝のための費用など
※公道を走る車両、汎用品（パソコン、スマートフォン等）の購入費は補助対象外です。

小売業での活用例（業態転換）

小売業

コロナ前

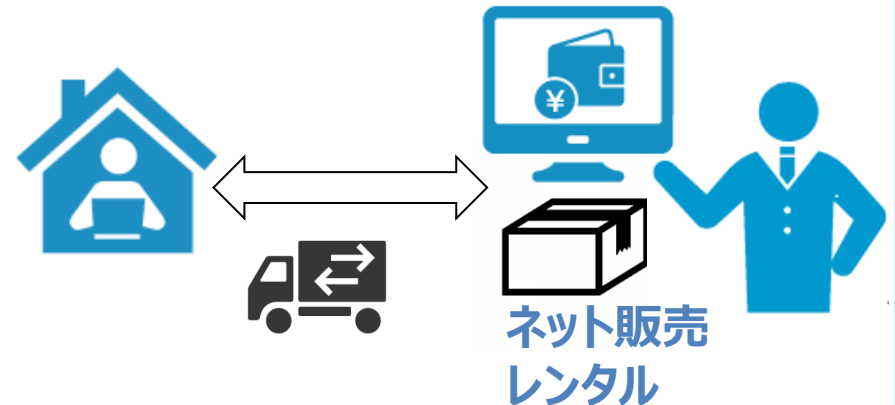
紳士服販売業を営んでいたところ、コロナの影響で売上が減少。



業態
転換

コロナ後

店舗での営業を縮小し、紳士服のネット販売事業やレンタル事業に、業態を転換。



補助経費の例：店舗縮小に係る**建物改修**の費用
新規オンラインサービス導入に係る**システム構築の費用**など
※公道を走る車両、汎用品（パソコン、スマートフォン等）の購入費は補助対象外です。

【通常枠】

- 新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す中小企業等の新たな挑戦を支援
- **補助上限額 2,000万円 ~ 8,000万円、補助率 1 / 2 ~ 2 / 3**

類型	概要	
通常枠	○申請要件	【申請要件】 ① 売上高等減少要件、② 事業再構築要件、③ 認定支援機関要件 ④ 付加価値額要件（※） ①～④を全て満たすこと
	○補助上限	【従業員数】 20人以下 : 100万円～2,000万円 21人～50人 : 100万円～4,000万円 51人～100人 : 100万円～6,000万円 101人以上 : 100万円～8,000万円
	○補助率	【中小企業】 2 / 3（6,000万円超は1 / 2） 【中堅企業】 1 / 2（4,000万円超は1 / 3）
	○対象経費	建物費 、機械装置・システム構築費（リース料含む）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費

【回復・再生応援枠】

- 新型コロナウイルスの影響を受け、引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む中小企業等の事業再構築を支援
- **補助上限額 500万円 ~ 1,500万円、補助率 2/3 ~ 3/4**

類型	概要	
回復・再生 応援枠	○申請要件	【申請要件】 ① 売上高等減少要件、② 事業再構築要件、③ 回復・再生要件 ④ 認定支援機関要件、⑤ 付加価値額要件 (※) ①～⑤を全て満たすこと
	○補助上限	【従業員数】 5人以下 : 100万円 ~ 500万円 6人～20人 : 100万円 ~ 1,000万円 21人以上 : 100万円 ~ 1,500万円
	○補助率	【中小企業】 3/4 【中堅企業】 2/3
	○対象経費	建物費 、機械装置・システム構築費（リース料含む）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費

申請要件（回復・再生応援枠）

- 回復・再生応援枠には、全部で5つの要件が存在する

① 売上が減少していること（売上高等減少要件）

② 事業再構築に取り組むこと（事業再構築要件）

③ **回復・再生要件**

- 以下の（ア）又は（イ）のいずれかの要件を満たすこと

（ア）2021年10月以降のいずれかの月の売上高が対 2020年又は 2019年同月比で、**30%** 以上減少していること

（※）売上高に代えて、付加価値額（45%以上減少）を用いることも可能です。

詳細については、公募要領 P18 の「（7）【回復・再生要件】について」を参照してください。

（イ）中小企業活性化協議会等から支援を受け再生計画等を策定していること

④ 認定経営革新等支援機関と事業計画を策定すること（認定支援機関要件）

⑤ 付加価値額を増加させること（付加価値額要件）

【最低賃金枠】

- 最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な特に業況の厳しい中小企業等の事業再構築を支援
- 補助上限額 500万円 ~ 1,500万円、補助率 2/3 ~ 3/4

類型	概要	
最低賃金枠	○申請要件	<p>【申請要件】① 売上高等減少要件、② 事業再構築要件、③ 最低賃金要件 ④ 認定支援機関要件、⑤ 付加価値額要件 (※) ①~⑤を全て満たすこと</p>
最低賃金枠	○補助上限	<p>【従業員数】 5人以下 : 100万円 ~ 500万円 6人~20人 : 100万円 ~ 1,000万円 21人以上 : 100万円 ~ 1,500万円</p>
最低賃金枠	○補助率	<p>【中小企業】 3/4 【中堅企業】 2/3</p>
最低賃金枠	○対象経費	<p>建物費、機械装置・システム構築費（リース料含む）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費</p>

申請要件（最低賃金枠）

- 最低賃金枠には、全部で5つの要件が存在する（第8回公募より見直し）

① 売上が減少していること（売上高等減少要件）

② 事業再構築に取り組むこと（事業再構築要件）

③ **最低賃金要件**

- 2021年10月から2022年8月までの間で、3か月以上最低賃金+30円以内で雇用している従業員が全従業員数の10%以上いること

④ 認定経営革新等支援機関と事業計画を策定すること（認定支援機関要件）

⑤ 付加価値額を増加させること（付加価値額要件）

事業再構築補助金「最低賃金枠」の要件見直しについて（第8回公募より）

- 令和4年10月に全国平均31円の最低賃金引上げが予定されていることから、最低賃金引上げの影響を強く受ける事業者の再構築を強力に支援するため、最賃売上高等減少要件等を緩和する。

要件等	第7回公募(9/30締切り)まで	第8回公募(10月3日公募開始)								
補助金額・補助率	<table border="1"> <thead> <tr> <th>従業員数</th> <th>補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人以下</td> <td>100万円～500万円</td> </tr> <tr> <td>6～20人</td> <td>100万円～1,000万円</td> </tr> <tr> <td>21人以上</td> <td>100万円～1,500万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「最低賃金枠」は、採択率において優遇。 ※「最低賃金枠」で不採択となった事業者は、通常枠で再審査。</p>	従業員数	補助金額	5人以下	100万円～500万円	6～20人	100万円～1,000万円	21人以上	100万円～1,500万円	<p>補助率</p> <p>中小企業：3/4 中堅企業：2/3</p> <p>【不変】</p>
従業員数	補助金額									
5人以下	100万円～500万円									
6～20人	100万円～1,000万円									
21人以上	100万円～1,500万円									
売上高等減少要件	2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前(2019年又は2020年1～3月)の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること。 【不変】									
最賃売上高等減少要件	2020年4月以降のいずれかの月の売上高が対前年又は前々年の同月比で30%以上減少していること(付加価値額45%以上減少で代替可。)	【撤廃】								
最低賃金要件	2020年10月から2021年6月までの間で、3か月以上最低賃金+30円以内で雇用している従業員が全従業員数の10%以上いること	<u>2021年10月から2022年8月までの間で</u> 、3か月以上最低賃金+30円以内で雇用している従業員が全従業員数の10%以上いること 【期間修正】								
製品等の新規性要件(※) ※「事業再構築」の定義に該当する事業であることを示すために満たす必要あり。	<p>①過去に製造等した実績がないこと</p> <p>②製造等に用いる主要な設備を変更すること</p> <p>③定量的に性能又は効能が異なること</p>	<p>①過去に製造等した実績がないこと</p> <p>③定量的に性能又は効能が異なること</p> <p>【②は任意要件に】</p>								

【大規模賃金枠】

- 多くの従業員を雇用しながら、継続的な賃金引上げに取り組むとともに、従業員を増やして生産性を向上させる中小企業等の事業再構築を支援
- 補助上限額 8,000万円超 ~ 1億円、補助率 1/2 ~ 2/3

類型	概要	
大規模賃金 引上枠	○申請要件	【申請要件】 ① 売上高等減少要件、② 事業再構築要件、③ 認定支援機関要件 ④ 付加価値額要件、⑤ 賃金引上要件、⑥ 従業員増員要件 (※) ①~⑥を全て満たすこと
	○補助上限	【従業員数】 101人以上 : 8,000万円超 ~ 1億円
	○補助率	【中小企業】 2/3 (6,000万円超は1/2) 【中堅企業】 1/2 (4,000万円超は1/3)
	○対象経費	建物費、機械装置・システム構築費 (リース料含む)、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費

【グリーン成長枠】

- 研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う中小企業等の事業再構築を支援
- **補助上限額 1億円 ~ 1.5億円、補助率 1/3 ~ 1/2**

類型	概要	
グリーン成長枠	○申請要件	【申請要件】 ① 事業再構築要件、② 認定支援機関要件、③ 付加価値額要件 ④ グリーン成長要件 、⑤ 別事業要件 、⑥ 能力評価要件 (※) ①~⑥を全て満たすこと
	○補助上限	【中小企業】 100万円 ~ 1億円 【中堅企業】 100万円 ~ 1.5億円
	○補助率	【中小企業】 1/2 【中堅企業】 1/3
	○対象経費	建物費 、機械装置・システム構築費（リース料含む）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費

(※) 「グリーン成長枠」の付加価値額要件では、(付加価値額) 年率平均の増加割合を5.0%以上とすること

中小企業等事業再構築促進事業

近畿経済産業局 中小企業課 TEL：06-6966-6023

令和4年度予備費予算額 1,000億円

事業の内容

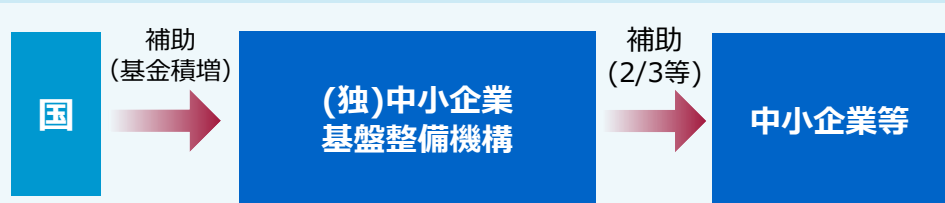
事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、中小企業等が、新分野展開や業態転換などの事業再構築を通じて、コロナ前のビジネスモデルから転換する必要性は、依然として高い状況にあります。
- こうしたことから、令和2年度3次補正予算で措置した中小企業等事業再構築促進事業について、必要に応じて見直しや拡充を行いながら、中小企業等の事業再構築を支援し、日本経済のさらなる構造転換を図ってきたところです。
- さらに、足下では、予期せぬウクライナ情勢の緊迫化等による原油や物価高騰等に伴い、中小企業等が更なる経済環境の悪化に直面しています。
- こうしたことを踏まえ、今般、新型コロナの影響を受けつつ、加えてウクライナ情勢の緊迫化等による原油価格・物価高騰等により業況が厳しい中小企業等が行う、新型コロナをはじめとする感染症の流行など、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応した、危機に強い事業への事業再構築の取組に対し、特別枠の創設や加点措置により重点的支援を行います。

成果目標

- 事業終了後3～5年で、付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上の増加等を目指します。

条件 (対象者、対象行為、補助率等)



事業イメージ

主な申請枠の補助金額・補助率

申請類型	補助上限額(※1)	補助率
回復・再生応援枠 (引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者に対する支援)	500万円、1,000万円、1,500万円(※2)	中小3/4、中堅2/3
原油価格・物価高騰等緊急対策枠(緊急対策枠) (原油価格物価高騰等の、予期せぬ経済環境の変化の影響を受けている事業者に対する支援)	1,000万円、2,000万円、3,000万円、4,000万円(※2)	中小3/4、中堅2/3(※3)
通常枠 (事業再構築に取り組む事業者に対する支援)	2,000万円、4,000万円、6,000万円、8,000万円(※2)	中小2/3、中堅1/2(※4)
グリーン成長枠 (研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者に対する支援)	中小1億円、中堅1.5億円	中小1/2、中堅1/3

(※1) 補助下限額は100万円

(※2) 従業員規模により異なる

(※3) 従業員規模に応じ、500、1,000、1,500万円超は2/3(中小)、1/2(中堅)

(※4) 6,000万円超は1/2(中小のみ)、4,000万円超は1/3(中堅のみ)

緊急対策枠の主な補助対象要件

- ① 足許で原油価格・物価高騰等により、2022年1月以降の売上高(又は付加価値額)が、2019～2021年同月と比較して10%(付加価値額の場合15%)以上減少していること(※)
- ② 事業再構築指針に沿った事業計画を認定経営革新等支援機関と策定すること等

(※) 該当する場合は、他の申請枠での申請の場合でも加点

製造業での活用例（新分野展開）

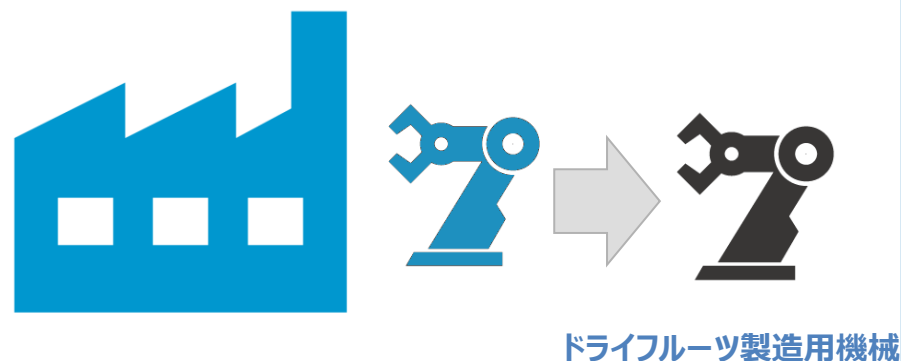
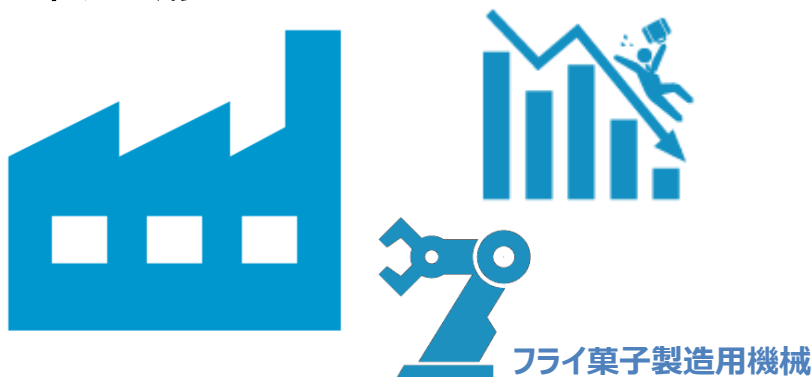
食品 製造業

※緊急対策枠での申請を想定

フライ菓子などの製造販売業者。コロナの影響に加え、原材料となる小麦粉、油などの価格が高騰する一方、商品単価の値下げが激しく、売上・利益率が減少。

新分野
展開

現存の加工技術を活かし、新たにドライフルーツ製品を製造する機器を導入。原油価格・物価高騰の影響を受ける体制から脱却し、新たな市場の開拓を図る。



補助経費の例：新規製品製造のための機械導入にかかる費用など

事前着手承認制度について

- 補助事業の着手（購入契約の締結等）は、原則として交付決定後です。
- 公募開始後、事前着手申請を提出し、承認された場合は、2021年12月20日以降の設備の購入契約等が補助対象となり得ます。ただし、設備の購入等では入札・相見積が必要です。
- 交付決定前に事前着手が承認された場合であっても、補助金の採択を約束するものではありません。また、採択された場合でも、補助対象経費については、交付申請時に認められたものに限りますので、公募要領をよくご確認ください。

建物の新築にかかる留意点（第6回以降の条件）

- 事業再構築補助金を活用して、建物を新築する場合は、建物を新築することが補助事業の実施に真に必要不可欠であり、既存の建物を改築する等の代替手段がないことを“新築の必要性に関する説明書”にてご説明いただき、審査の段階でそれが認められる必要があります。

スケジュールと準備

- 第9回公募について、公募開始が令和5年1月中下旬予定、申請受付開始は**調整中**、応募締切は令和5年3月中下旬予定です。

※第8回公募の採択発表は第9回公募の応募締切後を予定しており、第8回公募で申請される場合は、**第9回公募での申請はできません。**

- 申請は全て電子申請となりますので、「GビズIDプライムアカウント」が必要です。

●電子申請の準備

申請はjGrants（電子申請システム）で受け付けます。GビズIDプライムアカウントの発行に時間を要する場合がありますので、**早めのID取得をお勧めします**。GビズIDプライムアカウントは、以下のホームページで必要事項を記載し、必要書類を郵送して作成することができます。 <https://gbiz-id.go.jp/top/>

なお、本事業では、「暫定GビズIDプライムアカウント」での申請も可能ですが、「暫定GビズIDプライムアカウント」はデジタル庁の運用変更により、7月1日以降新たに取得することはできません。**採択公表後の交付申請の受付移行の手続きでは、「GビズIDプライムアカウント」が必須**となります。

（詳細は、公募要領をご覧ください。）



●事業計画の策定準備

一般に、**事業計画の策定には時間がかかります**。早めに、現在の企業の強み弱み分析、新しい事業の市場分析、優位性の確保に向けた課題設定及び解決方法、実施体制、資金計画などを検討することをお勧めします。

●認定経営革新等支援機関との相談

認定経営革新等支援機関に相談してください。認定経営革新等支援機関は、中小企業庁ホームページで確認できます。

●お問合せ先

応募に関する不明点は、事業再構築補助金事務局コールセンター又はサポートセンターまでお問合せください。問い合わせが集中した場合、回答に時間を要する可能性がありますので、ご了承ください。




お問い合わせ

▲よくあるご質問をご確認いただいたうえで、
右記コールセンターもしくはサポートセンターへ
お問い合わせください

お電話でのお問い合わせはこちら
制度全般に関するコールセンター
<ナビダイヤル> **0570-012-088**
< IP電話用 > **03-4216-4080**
受付時間 9：00～18：00（日・祝日は除く）

電子申請の操作方法に関するサポートセンター
050-8881-6942
受付時間 9：00～18：00（土・日・祝日は除く）

▲よくあるご質問

申請時にお問い合わせいただく質問事項をまとめております。

<https://jigyousaikouchiku.go.jp/faq.php>



事業再構築補助金（令和4年度第二次補正予算）の全体像

類型	最低賃金枠	物価高騰対策・回復再生応援枠	産業構造転換枠	成長枠	グリーン成長枠		サプライチェーン強靱化枠
					エントリー	スタンダード	
対象	最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な事業者	業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者、原油価格・物価高騰等の影響を受ける事業者	国内市場縮小等の構造的な課題に直面している業種・業態の事業者	成長分野への大胆な事業再構築に取り組む事業者	研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者		海外で製造する部品等の国内回帰を進め、国内サプライチェーンの強靱化及び地域産業の活性化に資する取組を行う事業者
補助上限	最大 1,500万円	最大 3,000万円	最大 7,000万円	最大 7,000万円	最大 8,000万円 (中堅1億円)	1億円 (中堅1.5億円)	最大 5億円
補助率	3/4	2/3 (一部3/4)	2/3	1/2 (大規模賃上げ達成で2/3へ引上げ)		1/2	

業況が厳しい事業者向け

賃上げ等へのインセンティブ

- 大規模賃金引上：上限3,000万円上乘せ
- 中小企業等からの卒業：上限を2倍に引上げ

1. 成長枠（旧通常枠）の創設

- 成長分野に向けた大胆な事業再構築に取り組む事業者に対する支援。
- 必須要件を見直し、売上高減少要件を撤廃。

必須要件（全枠共通）

A事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む
B補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0～5.0%（申請枠により異なる）以上増加 又は
従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0～5.0%（申請枠により異なる）以上増加

成長枠の対象となる事業者

必須要件（Bについては、付加価値額の年率平均4.0%以上増加を求める。）に加え、以下の要件をいずれも満たすこと

- ① 取り組む事業が、過去～今後のいずれか10年間で、市場規模が10%以上拡大する業種・業態（※）に属していること
- ② 事業終了後3～5年で給与支給総額を年率平均2%以上増加させること

※対象となる業種・業態は、事務局で指定します。（公募開始時に事務局HPで公開予定。）
また、指定された業種・業態以外であっても、応募時に要件を満たす業種・業態である旨データを提出し、認められた場合には、対象となり得ます。（過去の公募回で認められた業種・業態については、その後の公募回では指定業種として公表します。）

2. グリーン成長枠の拡充

- グリーン分野での事業再構築を通じて高い成長を目指す事業者への支援を継続。
- 要件を緩和した類型（エントリー）を創設し、使い勝手を向上。

グリーン成長枠の対象となる事業者

<現行>

- ①補助事業終了後3~5年で付加価値額の年率平均5.0%以上増加又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均5.0%以上増加の達成を見込む事業計画を策定すること
- ②グリーン成長戦略「実行計画」14分野に掲げられた課題の解決に資する取組であり、2年以上の研究開発・技術開発又は従業員の10%以上が年間20時間以上の人材育成をあわせて行うこと



<今後> 必須要件に加え、以下の要件を満たすこと

【エントリー】（必須要件Bについては、付加価値額の年率平均4.0%以上増加を求める。）

- ①グリーン成長戦略「実行計画」14分野に掲げられた課題の解決に資する取組として記載があるものに該当し、その取組に関連する1年以上の研究開発・技術開発又は従業員の5%以上に対する年間20時間以上の人材育成をあわせて行うこと
- ②事業終了後3~5年で給与支給総額を年率平均2%以上増加させること

【スタンダード】（必須要件Bについては、付加価値額の年率平均5.0%以上増加を求める。）

- ①グリーン成長戦略「実行計画」14分野に掲げられた課題の解決に資する取組として記載があるものに該当し、その取組に関連する2年以上の研究開発・技術開発又は従業員の10%以上に対する年間20時間以上の人材育成をあわせて行うこと
- ②事業終了後3~5年で給与支給総額を年率平均2%以上増加させること

3. 大幅貸上げ・規模拡大へのインセンティブ

- 成長枠又はグリーン成長枠に申請する事業者に対し、上乗せ枠として、**卒業促進枠・大規模貸金引上促進枠**を設け、**成長・貸上げのインセンティブを付与**する（両上乗せ枠の併用は不可）。
- **大幅な貸上げを行う場合**、成長枠・グリーン成長枠の**補助率を引上げる**。

卒業促進枠の要件

・成長枠又はグリーン成長枠の補助事業の終了後3~5年で**中小企業・特定事業者・中堅企業の規模から卒業**すること

補助上限額・補助率

従業員規模	補助金額	補助率
成長枠・グリーン成長枠に準じる		中小 1/2 中堅 1/3

※補助対象経費は、成長枠又はグリーン成長枠のものと分ける必要があります。
要件達成後、実績報告を提出いただき、その確認をもって補助金を支払います。

4. 産業構造転換枠の創設

- 国内市場の縮小等の産業構造の変化等により、事業再構築が強く求められる業種・業態の事業者に対し、補助率を引き上げる等により、重点的に支援。
- 対象経費に廃業費を追加し、廃業費がある場合は補助上限額を上乗せする。

産業構造転換枠の対象となる事業者

必須要件（Bについては、付加価値額の年率平均3.0%以上増加を求める。）に加え、以下のいずれかを満たすこと

- ①過去～今後のいずれか10年間で、市場規模が10%以上縮小する業種・業態に属していること
- ②地域における基幹大企業が撤退することにより、市町村内総生産の10%以上が失われると見込まれる地域に属しており、当該基幹大企業との直接取引額が売上高の10%以上を占めること

※①については、業界団体が要件を満たすことについて示した場合、その業種・業態を指定業種として指定します。（3月上旬受付開始予定。）

又は、コロナ後～今後の10年間で市場規模が10%以上縮小することについて、応募時に客観的な統計等で示していただき、事務局の審査で認められた場合にも対象となります。（過去の公募回で認められた業種・業態については、その後の公募回では指定業種として公表します。）

※②については、要件を満たす地域であることについて、自治体が資料を作成し、証明する必要があります。（3月上旬受付開始予定。）公募開始時に指定された地域を公表します。

補助上限額・補助率

従業員規模	補助上限額（※）	補助率
20人以下	2,000万円	【中小企業】 2/3 【中堅企業】 1/2
21～50人	4,000万円	
51～100人	5,000万円	
101人以上	7,000万円	

※廃業を伴う場合には、廃業費を最大2,000万円上乗せ

5. サプライチェーン強靱化枠の創設

- **海外で製造する部品等の国内回帰を進め、国内サプライチェーンの強靱化及び地域産業の活性化に取り組む事業者(製造業)を対象として「サプライチェーン強靱化枠」を新設し、補助上限額を最大5億円まで引き上げて支援。**

サプライチェーン強靱化枠の対象となる事業者

必須要件（Bについては付加価値額の年率平均5.0%以上増加を求める。）に加え、以下の要件を満たす、**製造拠点を国内回帰**する事業であること

- ① **取引先から国内での増産要請**があること。
- ② **取り組む事業が、過去～今後のいずれか10年間で、市場規模が10%以上拡大する業種・業態（※）に属していること**

※対象となる業種・業態は、事務局で指定します（公募開始時に事務局HPで公開予定）。指定された業種・業態以外であっても、応募時に要件を満たす業種・業態である旨データを提出し、認められた場合には対象となり得ます。

- ③ 以下の賃金引き上げ等要件をいずれも満たしていること。
 - ・交付決定時点で、**設備投資する事業場内最低賃金が地域別最低賃金より30円以上高いこと**。ただし、新規立地の場合は、当該新事業場内最低賃金が地域別最低賃金より30円以上高くなる雇用計画を示すこと。
 - ・事業終了後3～5年で**給与支給総額を平均2%以上増加**させること。

※制度の詳細は検討中。

補助上限額・補助率

従業員規模	補助上限額	補助率
—	最大5億円	【中小企業】 1/2 【中堅企業】 1/3

6. 業況が厳しい事業者への支援

- コロナや物価高等により依然として業況が厳しい事業者に対して、支援を継続。
- 第8回公募までの、回復・再生応援枠と緊急対策枠を統合し、新たに「物価高騰対策・回復再生応援枠」として措置。

物価高騰対策・回復再生応援枠の対象となる事業者

<現行（回復・再生応援枠、緊急対策枠）>

現行の必須要件に加え、以下を満たすこと

- （回復再生応援枠）① **2021年10月以降のいずれかの月の売上高**が対2020年又は2019年同月比で**30%以上減少**していること
 ② 再生支援協議会スキーム等に則り**再生計画を策定**していること
- （緊急対策枠）① 2022年1月以降の3か月の合計売上高が、2019～2021年と比較して10%以上減少していること



<今後（物価高騰対策・回復再生応援枠）>

必須要件（Bについては、付加価値額の年率平均3.0%以上増加を求める。）に加え、以下のいずれかを満たすこと

- ① **2022年1月以降**の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、2019～2021年と比較して**10%以上減少**していること
 ② 中小企業活性化協議会等から支援を受け、**再生計画等を策定**していること

※売上高減少要件については、付加価値額（売上高×1.5）減少で代替可能

補助上限額・補助率

従業員規模	補助上限額	補助率
5人以下	1,000万円	【中小企業】 2/3（従業員数5人以下の場合400万円、従業員数6～20人の場合600万円、従業員数21～50人の場合は800万円、従業員数51人以上の場合は1,200万円までは3/4） 【中堅企業】 1/2（従業員数5人以下の場合400万円、従業員数6～20人の場合600万円、従業員数21～50人の場合は800万円、従業員数51人以上の場合は1,200万円までは2/3）
6～20人	1,500万円	
21～50人	2,000万円	
51人以上	3,000万円	

6. 業況が厳しい事業者への支援

継続

- 最低賃金引上げの影響を強く受ける事業者を引き続き強力に支援すべく、最低賃金枠は継続する。

最低賃金枠の要件（変更なし）

必須要件（Bについては、付加価値額の年率平均3.0%以上増加を求める。）に加え、以下を満たすこと

- ① 2022年1月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、2019年～2021年と比較して10%以上減少していること
- ② 2021年10月から2022年8月までの間で、3月以上最低賃金 + 30円以内で雇用している従業員が全従業員の10%以上いること

補助上限額・補助率

従業員規模	補助上限額	補助率
5人以下	500万円	【中小企業】 3/4 【中堅企業】 2/3
6～20人	1,000万円	
21人	1,500万円	

7. 一部申請類型における複数回採択

継続

新設

- 事業再構築補助金では、原則として、1事業者につき採択は1回に限っているが、グリーン成長枠については、過去に採択された事業者であっても、再度申請し採択されることを可能としている。
- これに加え、**産業構造転換枠及びサプライチェーン強靱化枠**についても、**一定の条件下で過去採択された事業者の再申請・採択を認める。**

※ただし、産業構造転換枠・サプライチェーン強靱化枠は、1回目の採択額（交付決定を受けている場合は交付決定額又は確定額）との差額分を補助上限とする。

- 但し、支援を受けることができる回数は**2回を上限**とする。

第1回～第9回公募

第10回公募以降

1回目の申請・採択

2回目の申請・採択

- ①グリーン成長枠以外で1度目の採択を受けた事業者 → ①グリーン成長枠・産業構造転換枠・サプライチェーン強靱化枠に限り申請可能
②グリーン成長枠で1度目の採択を受けた事業者 → ②サプライチェーン強靱化枠に限り申請可能

(注) ・支援を受けることができる回数は**2回を上限**とする。

・産業構造転換枠・サプライチェーン強靱化枠は、1回目の採択額（交付決定を受けている場合は交付決定額又は確定額）との差額分を補助上限とする。

(例) 産業構造転換枠に申請する従業員120人の事業者が、第6回公募通常枠で4,000万円の採択を受けている場合
従業員120人の事業者の補助上限7,000万円（廃業を伴う場合9,000万円）－過去採択分4,000万円
＝3,000万円（廃業を伴う場合5,000万円）が2回目の補助上限となる。

追加提出資料と審査内容

通常の申請に加えて、以下の2つの資料の提出が必要。

- ①既に事業再構築補助金で取り組んでいる事業再構築とは**異なる事業再構築であること**の説明資料
 - ②既存の事業再構築を行いながら新たに取り組む事業再構築を行うだけの**体制や資金力があること**の説明資料
- 通常の審査に加え、**一定の減点**を受けたうえで、**これらの資料についても考慮**したうえで採否を判断する。

8. スケジュール

- 令和5年1月13日（金）まで第8回公募を実施中。既存予算で第9回公募まで実施。
- 令和4年度第二次補正予算で、3回程度の公募を実施予定。

第8回公募

公募開始：令和4年10月3日（月）
応募締切：令和5年1月13日（金） 18：00
採択発表：調整中

第9回公募

公募開始：令和5年1月中下旬予定
応募締切：令和5年3月中下旬予定
採択発表：調整中

※第8回公募の採択発表は第9回公募の応募締切り後を予定しており、第8回公募で申請される場合、第9回公募での申請はできません。

令和4年度第二次補正予算にかかる公募

令和5年3月下旬頃公募開始予定

令和5年度末までに3回程度の公募を実施予定

※最低賃金枠、物価高騰対策・回復再生応援枠、サプライチェーン強靱化枠に限り、2022年12月2日以降の事前着手を認めます。

ものづくり補助金

(ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業)

ものづくり・商業・サービス補助金（ものづくり補助金）

- **新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等**を支援
- 業況の厳しい事業者や、デジタル・グリーン分野で生産性向上に取り組む事業者の**補助率や補助上限額を引き上げ**積極的に支援。

予算	類型	概要	補助率	補助上限額
R4補正	一般型(通常枠)	新製品・新サービス開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資及び試作開発を支援	中小1/2 小規模2/3	750万円～ 1,250万円 (従業員規模により異なる)
	一般型(回復型賃上げ・雇用拡大枠)	業況が厳しいながら賃上げ・雇用拡大に取り組む事業者が行う、革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備・システム投資等を支援	2/3	
	一般型(デジタル枠)	DXに資する革新的な製品・サービス開発又はデジタル技術を活用した生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援		
	一般型(グリーン枠)	温室効果ガスの排出削減に資する革新的な製品・サービス開発又は炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援		750万円～ 4,000万円 (従業員規模、 類型により異なる)
	グローバル市場展開型	海外事業(海外拠点での活動を含む)の拡大・強化等を目的とした設備投資等。①海外直接投資型、②海外市場開拓型、③インバウンド市場開拓型、④海外事業者との共同事業型	中小1/2 小規模2/3	3,000万円

対象者	中小企業者(組合を含む)、特定非営利活動法人、中小企業等経営強化法に規定する特定事業者の一部 ※みなし大企業、任意団体、財団法人、社団法人等は対象外 ※社会福祉法人は対象事業者に該当	
補助対象経費	①機械装置・システム構築費、②運搬費、③技術導入費 ④知財権関連経費、⑤外注費、⑥専門家経費、⑦クラウドサービス利用費、⑧原材料費 (以上に加えて、グローバル展開型では、海外旅費も対象)	
基本要件	以下の条件を満たす3～5年の事業計画の策定・実行 ①付加価値額 +3%以上/年 ②給与支給総額 +1.5%以上/年 ③事業場内最低賃金 ≥ 地域別最低賃金 +30円	
申請時期	3月24日(14次締切)	申請方法: 電子申請(J-Grants)のみ
参考情報	問合せ	ものづくり補助金事務局サポートセンター(050-8880-4053)

中小企業生産性革命推進事業

- ①中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課
- ②中小企業庁 経営支援部 小規模企業振興課
- ③中小企業庁 経営支援部 経営支援課
- ④中小企業庁 経営支援部 商業課
- ⑤中小企業庁 経営支援部 商業課
- ⑥中小企業庁 経営支援部 商業課
- ⑦中小企業庁 経営支援部 商業課
- ⑧中小企業庁 経営支援部 商業課
- ⑨中小企業庁 経営支援部 商業課
- ⑩中小企業庁 経営支援部 商業課
- ⑪中小企業庁 経営支援部 商業課
- ⑫中小企業庁 経営支援部 商業課
- ⑬中小企業庁 経営支援部 商業課
- ⑭中小企業庁 経営支援部 商業課
- ⑮中小企業庁 経営支援部 商業課
- ⑯中小企業庁 経営支援部 商業課
- ⑰中小企業庁 経営支援部 商業課
- ⑱中小企業庁 経営支援部 商業課
- ⑲中小企業庁 経営支援部 商業課
- ⑳中小企業庁 経営支援部 商業課
- ㉑中小企業庁 経営支援部 商業課
- ㉒中小企業庁 経営支援部 商業課
- ㉓中小企業庁 経営支援部 商業課
- ㉔中小企業庁 経営支援部 商業課
- ㉕中小企業庁 経営支援部 商業課
- ㉖中小企業庁 経営支援部 商業課
- ㉗中小企業庁 経営支援部 商業課
- ㉘中小企業庁 経営支援部 商業課
- ㉙中小企業庁 経営支援部 商業課
- ㉚中小企業庁 経営支援部 商業課
- ㉛中小企業庁 経営支援部 商業課
- ㉜中小企業庁 経営支援部 商業課
- ㉝中小企業庁 経営支援部 商業課
- ㉞中小企業庁 経営支援部 商業課
- ㉟中小企業庁 経営支援部 商業課
- ㊱中小企業庁 経営支援部 商業課
- ㊲中小企業庁 経営支援部 商業課
- ㊳中小企業庁 経営支援部 商業課
- ㊴中小企業庁 経営支援部 商業課
- ㊵中小企業庁 経営支援部 商業課
- ㊶中小企業庁 経営支援部 商業課
- ㊷中小企業庁 経営支援部 商業課
- ㊸中小企業庁 経営支援部 商業課
- ㊹中小企業庁 経営支援部 商業課
- ㊺中小企業庁 経営支援部 商業課
- ㊻中小企業庁 経営支援部 商業課
- ㊼中小企業庁 経営支援部 商業課
- ㊽中小企業庁 経営支援部 商業課
- ㊾中小企業庁 経営支援部 商業課
- ㊿中小企業庁 経営支援部 商業課

令和4年度補正予算額 **2,000 億円**

※国庫債務負担含め総額4,000億円

事業の内容

事業目的

新型コロナウイルスや物価高、インボイス制度等の事業環境変化への対応に加え、GX・DXなどの成長分野への前向き投資や賃上げ、海外展開を促すため、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、国内外の販路開拓、事業承継・引継ぎを補助し、切れ目なく継続的に、成長投資の加速化と事業環境変化への対応を支援します。

事業概要

以下の事業を通じて、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者の成長を下支えします。

①ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）
革新的製品・サービスの開発又は生産プロセス等の改善に必要な設備投資等を支援します。
また、特に、大幅な賃上げに取り組む事業者へのインセンティブを強化するとともに、海外でのブランド確立などの取組への支援を強化します。

②小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）
小規模事業者が自ら経営計画を作成して取り組む販路開拓等を支援します。

③サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）
中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX、サイバーセキュリティ対策等のためのITツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入を支援します。

④事業承継・引継ぎ支援事業（事業承継・引継ぎ補助金）
事業承継・M&A後の新たな取組（設備投資、販路開拓等）、M&A時の専門家活用（仲介・ファイナンシャルアドバイザー、デューデリジェンス等）の取組等を支援します。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

国	運営費 交付金等	独立行政法人 中小企業基盤整備機構	定額 補助	民間 団体等	補助 (1/2、2/3等)	中小 企業等
		申請類型	補助上限額		補助率	
		ものづくり補助金	①通常枠、②回復型賃上げ・雇用拡大枠、 ③デジタル枠、④グリーン枠 ⑤グローバル市場開拓枠	①、②、③：100～1,250万円 ④：100～4,000万円 ⑤：100～3,000万円 ※②以外において、大幅な賃上げに取り組む 事業者に補助上限を最大1,000万円上乗せ	①：1/2又は2/3 ②、③、④：2/3 ⑤：1/2又は2/3	
		持続化補助金	一般型	①：50万円 ②～⑤：200万円 ※免税事業者からインボイス発行事業者に 転換する小規模事業者は、一律50万円上乗せ	2/3 ※②のうち赤字事業者は3/4	
		IT導入補助金	通常枠	A類型 B類型	5万円～150万円未満 150万円～450万円以下	1/2以内
			デジタル化 基盤導入枠 (インボイス等 対応)	デジタル化基盤導入類型 複数社連携基盤導入類型	【会計・受発注・決済・ECソフト】： ①50万円以下、②50万円超～350万円 【PC・タブレット等】：～10万円 【レジ・券売機】：～20万円	【会計・受発注・決済・ECソフト】： ①3/4以内、②2/3以内 【PC・タブレット等】：1/2以内 【レジ・券売機】：1/2以内
			セキュリティ対策推進枠		(1)デジタル化基盤導入類型の対象経費（上記同様） (2)消費動向等分析経費（上記(1)以外の経費）：50万円×参画事業者数 補助上限：(1)+(2)で3,000万円、補助率：2/3以内 (3)事務費・専門家費：補助上限：200万円、補助率：2/3以内	1/2以内
		事業承継・引継ぎ 補助金	経営革新	①創業支援型 ②経営者交代型③M&A型	～800万円	1/2～2/3
			専門家活用	①買い手支援型 ②売り手支援型	～600万円	1/2～2/3
			産業・再チャレンジ		～150万円	2/3

成果目標

- ものづくり補助金】事業終了後3年で、以下の達成を目指します。
- ・補助事業者全体の付加価値額が年率平均3%以上向上
 - ・補助事業者全体の給与支給総額が年率平均1.5%以上向上
 - ・付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標達成事業者割合65%以上
- 【持続化補助金】事業終了後1年で、以下の達成を目指します。
- ・販路開拓につながった事業者の割合を80%以上
- 【IT導入補助金】事業終了後3年で、以下の達成を目指します。
- ・補助事業者全体の労働生産性が年率平均3%以上向上
- 【事業承継・引継ぎ補助金】以下の達成を目指します。
- ・（経営革新事業）について、事業終了後5年経過後の経常利益の上昇率を5%以上
 - ・（専門家活用事業）を契機に事業引継ぎに着手した事業者の成約率40%以上

ものづくり補助金の見直し・拡充

- 令和元年度補正予算～3年度補正予算を基に、13次公募を実施。（現在公募締切）
- 13次公募締切後、令和4年度2次補正予算を基に、速やかに14次公募を開始予定。
- その後も、令和6年度まで切れ目なく公募を実施予定。

1. 大幅賃上げへの上乗せ支援

14次公募から

- 「成長と分配の好循環」を一層強力に推し進めるため、大幅な賃上げに取り組む事業者については、申請枠にかかわらず、一律で補助上限を引き上げる（回復型賃上げ・雇用拡大枠を除く）。

2. グリーン枠の拡充

14次公募から

- 温室効果ガスの排出削減に資する革新的な製品・サービスの開発や炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供方法の改善等を行う事業者を対象に、温室効果ガス排出削減の取組段階に応じた3段階の支援類型を創設。高度な取組を実施している場合、補助上限額を最大4,000万円に拡充する。

3. 海外展開支援の強化

14次公募から

- 中小企業の海外市場開拓を強力に支援するため、一部類型について、補助対象経費に新たにブランディング・プロモーション等に係る経費を追加する。

4. 認定機器・システム導入型の新設

次年度以降の予算から

- 業種・業態に共通する生産性向上に係る課題を解決するため、認定を受けた設備・システムについて重点的に支援を行う類型を創設。今年度は、まず業種・業態に共通する課題を認定し、当該課題解決のための研究開発を促す。認定を受けた設備等への導入支援は、次年度以降実施予定。

5. その他

- 補助対象者に、「社会福祉法人」を追加
- ビジネスモデル構築型については、廃止する。

ものづくり補助金の全体像

※赤字箇所を令和4年度2次補正予算にて拡充

概要	補助上限額 ※下限額は全ての枠100万円		補助率
通常枠 新製品・新サービス開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資及び試作開発を支援。	5人以下：750万円 6～20人：1,000万円 21人以上：1,250万円		1/2、 2/3(小規模・再生事業者)
回復型賃上げ・雇用拡大枠 業況が厳しい事業者※が賃上げ・雇用拡大に取り組むための革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備・システム投資等を支援。 ※前年度の事業年度の課税所得がゼロである事業者に限る。			2/3
デジタル枠 DXに資する革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援。			
グリーン枠 温室効果ガスの排出削減に資する取組に応じ、革新的な製品・サービス開発又は炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援。	エントリー	5人以下：750万円 6～20人：1,000万円 21人以上：1,250万円	2/3
	スタンダード	5人以下：1,000万円 6～20人：1,500万円 21人以上：2,000万円	
	アドバンス	5人以下：2,000万円 6～20人：3,000万円 21人以上：4,000万円	
グローバル市場開拓枠 海外事業の拡大等を目的とした設備投資等を支援。 <u>海外市場開拓（JAPANブランド）</u> 類型では、 <u>海外展開に係るブランディング・プロモーション</u> 等に係る経費も支援。	3,000万円 (従来、補助下限額は1,000万円のところ、100万円に引き下げ)		1/2、 2/3(小規模・再生事業者)



大幅な賃上げに取り組む事業者への支援

補助事業終了後、3～5年で大幅な賃上げに取り組む事業者に対し、上記枠の補助上限を100万円～1,000万円、更に上乘せ。(回復型賃上げ・雇用拡大枠は除く)

従業員規模に応じた補助上限額の設定

- 通常枠の補助上限額は従業員規模に応じて、従業員数5人以下：750万円、6～20人：1,000万円、21人以上：1,250万円となる。

補助上限額・補助率（通常枠）

従業員規模	補助上限金額（※2）		補助率
	第9回締切まで	第10回締切以降	
5人以下	1,000万円以内	<u>750万円以内</u>	【中小企業】 ・1/2以内 【小規模事業者、 <u>再生事業者</u> 】 ・2/3以内
6人～20人		<u>1,000万円以内</u>	
21人以上		<u>1,250万円以内</u>	

（※2）・・・【グリーン枠】では、設定される補助上限金額が異なります。

【グローバル市場開拓枠】では、従業員数ごとの上限設定はありません。

「通常枠」の申請要件（基本要件）

- 以下の要件を**全て満たす** 3～5年の事業計画を策定していること

①

事業者全体の付加価値額
を年率平均**3%**以上増加

②

給与総支給額を
年率平均**1.5%**以上増加

③

事業場内最低賃金を
地域別最低賃金**+30円**以上の
水準にする

「回復型賃上げ・雇用拡大枠」の申請要件

- 上記の【基本要件】に加えて、以下の要件を**全て満たす**こと

①

前年度の事業年度の
課税所得が**ゼロ**であること

②

常時使用する従業員
がいること

③

補助事業を完了した事業年度の
翌年度の3月末時点において、
給与支給総額、事業場内最低賃金の
増加目標を達成すること

【通常枠】

- 革新的な製品・サービス開発、又は生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な、設備・システム投資等を支援
- **補助上限額 750万円 ~ 1,250万円、補助率1/2 ~ 2/3**
- **大幅な賃上げに取り組む事業者については、補助上限を100万円~1,000万円、更に上乘せ**

類型		概要	
一般型	通常枠	○申請要件	【基本要件】 ① 事業者全体の付加価値額を年率平均3%以上増加する ② 給与総支給額を年率平均1.5%以上増加する ③ 事業場内最低賃金を地域別最低賃金+30円以上の水準にする (※) ①~③を全て満たすこと
		○補助上限	【従業員数】 5人以下 : 100万円 ~ 750万円 6人~20人 : 100万円 ~ 1,000万円 21人以上 : 100万円 ~ 1,250万円
		○補助率	【中小企業】 1/2 【小規模企業者・小規模事業者、再生事業者】 2/3
		○設備投資	単価50万円(税抜き)以上の設備投資が必要
		○対象経費	機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費

【回復型賃上げ・雇用拡大枠】

- 業況が厳しいながら賃上げ・雇用拡大に取り組む事業者が行う、革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備・システム投資等を支援
- **補助上限額 750万円 ~ 1,250万円、補助率 2/3**

類型		概要	
一般型	回復型賃上げ・雇用拡大枠	○申請要件	【基本要件】に加え、以下（１）～（３）を全て満たすこと （１）前年度の事業年度の課税所得がゼロであること （２）常時使用する従業員がいること （３）補助事業が完了した事業年度の翌年度３月末時点で、給与総支給額、事業場内最低賃金の増加目標を達成すること
		○補助上限	【従業員数】 ５人以下 ： １００万円～ ７５０万円 ６人～ ２０人： １００万円～ １,０００万円 ２１人以上 ： １００万円～ １,２５０万円
		○補助率	2/3
		○設備投資	単価 50 万円（税抜き）以上の設備投資が必要
		○対象経費	機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費

【デジタル枠】

- DX（デジタルトランスフォーメーション）に資する革新的な製品・サービス開発又はデジタル技術を活用した生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援
- **補助上限額 750万円 ～ 1,250万円、補助率 2/3**
- **大幅な賃上げに取り組む事業者については、補助上限を100万円～1,000万円、更に上乘せ**

類型		概要	
一般型	デジタル枠	○申請要件	<p>【基本要件】に加え、以下（１）～（３）を全て満たすこと</p> <p>（１）以下の①又は②に該当する事業であること</p> <p>① DXに資する革新的な製品・サービスの開発</p> <p>② デジタル技術を活用した生産プロセス・サービス提供方法の改善</p> <p>（２）経済産業省が公開するDX推進指標を活用して、DX推進に向けた現状や課題に対する認識を共有する等の自己診断を実施するとともに、自己診断結果を応募締切日までに独立行政法人情報処理推進機構に対して提出していること</p> <p>（３）独立行政法人情報処理推進機構が実施する「SECURITYACTION」の「★一つ星」または「★★二つ星」いずれかの宣誓を行っていること</p>
		○補助上限	<p>【従業員数】 ５人以下 ： １００万円～ ７５０万円</p> <p> ６人～ ２０人 ： １００万円～ １,０００万円</p> <p> ２１人以上 ： １００万円～ １,２５０万円</p>
		○補助率	2/3
		○設備投資	単価 50 万円（税抜き）以上の設備投資が必要
		○対象経費	機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費

【グリーン枠】

- 温室効果ガスの排出削減に資する革新的な製品・サービス開発又は炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援
- **補助上限額 750万円 ~ 4,000万円、補助率 2/3**
- **3段階の支援類型（エントリー、スタンダード、アドバンス）を創設**
- **大幅な賃上げに取り組む事業者については、補助上限を100万円~1,000万円、更に上乗せ**

類型		概要	
一般型	グリーン枠	○申請要件	<p>【基本要件】に加え、以下（１）～（３）を全て満たすこと</p> <p>（１）以下の①又は②に該当する事業であること</p> <p>① 温室効果ガスの排出削減に資する革新的な製品・サービスの開発</p> <p>② 炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供の方法の改善</p> <p>（２）３～５年の事業計画期間内に、事業場単位または会社全体での炭素生産性を年率平均１％以上増加する事業であること</p> <p>（３）エントリー類型については、以下のいずれかを満たすこと</p> <p>１. エネルギーの種類別に毎月使用量を整理し、事業所のCO2の年間排出量を把握している</p> <p>２. 事業所の電気、燃料の使用量を用途別に把握している</p> <p>（※）スタンダード類型 / アドバンス類型については、上記（３）全てと追加要件を満たす必要あり</p>
		○補助上限	類型（エントリー、スタンダード、アドバンス）によって異なる（→次ページ参照）
		○補助率	2/3
		○設備投資	単価50万円（税抜き）以上の設備投資が必要
		○対象経費	機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費

【グリーン枠の見直し・拡充】（変更点抜粋）

- 令和3年度補正予算からグリーン枠を創設し、温室効果ガスの排出削減等を目的とした設備・システム投資等を行う事業者を支援している。
- **温室効果ガスの排出削減に資する取り組みの段階に応じ、3段階の補助上限額を設定する。**
- **また、親取引企業からの要請を受けて取り組みを行う事業者には審査の際に加点を行う。**

【グリーン枠における申請要件・補助上限額の見直し】

類型	申請要件			従業員規模	補助上限額	補助率			
	温室効果ガス削減の取り組みの応じた支援メニューの拡大				支援額の拡大				
エントリー	事業期間 (3～5年)内 に事業場単位での 炭素生産性年率 平均+1%向上	GHG排出削減の取組未実施又は 初歩的な取組でも可	-	5人以下	750万円以内	2/3			
スタンダード				6人～20人	1,000万円以内				
				21人以上	1,250万円以内				
		5人以下		1,000万円以内					
アドバンス		GHG排出削減に係る高度な 取組を実施していること (例：バイオマス素材への変更 等)		省エネ法の定期報告で S評価若しくは過去3年 以内に省エネ診断等を 受診していること又はGX リーグに参加していること	5人以下		1,000万円以内		
					6人～20人		1,500万円以内		
					21人以上		2,000万円以内		
							5人以下	2,000万円以内	
							6人～20人	3,000万円以内	
				21人以上	4,000万円以内				

※グリーン枠については、機械装置の撤去費用についても補助対象経費に含む。（ただし、撤去費用>中古販売収入の場合のみに限る）

・現在、見積書の中で、撤去費や廃棄物費等が読める場合は認める方向で検討中。
また、既存の設備・機械等を搬出するための費用についても、撤去費でみる方向で検討中。

【グローバル市場開拓枠】

- 海外事業の拡大・強化等を目的とした「革新的な製品・サービス開発」又は「生産プロセス・サービス提供方法の改善」に必要な設備・システム投資等を支援（①海外直接投資、②海外市場開拓、③インバウンド市場開拓、④海外事業者との共同事業のいずれかに合致するもの）
- **補助上限額 100万円～3,000万円、補助率1/2～2/3**
- **ブランディングやプロモーション等に要する費用を補助対象経費に追加**
- **大幅な賃上げに取り組む事業者については、補助上限を100万円～1,000万円、更に上乗せ**

類型		概要	
グローバル展 開型	○申請要件	以下①～④のいずれか1つの類型を満たし、かつ各類型で定められている条件を、全て満たす投資であること（詳細は公募要領を参照のこと） 類型①：海外直接投資 類型②：海外市場開拓（JAPANブランド） 類型③：インバウンド市場開拓 類型④：海外事業者との共同事業	
	○補助上限	100万円～3,000万円	
	○補助率	【中小企業】1/2 【小規模企業者・小規模事業者】2/3	
	○設備投資	単価50万円（税抜き）以上の設備投資が必要	
	○対象経費	機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費、 海外旅費、広告宣伝、販売促進費（海外市場開拓(JAPANブランド)類型のみ）	

【海外展開支援の強化】（変更点抜粋）

- 令和元年度補正予算からグローバル展開型を創設し、海外事業の拡大・強化等を目的とした設備・システム投資等を行う事業者を支援している。
- 「新規輸出中小企業1万者支援プログラム」の一環として、ものづくり・商業・サービス補助金においても、グローバル展開型をグローバル市場開拓枠に改め、支援内容を拡充する。
- 具体的には、補助下限額を1,000万円から100万円に引き下げ、使い勝手を向上。
- また、一部の類型で、ブランディングやプロモーション等に要する費用を補助対象経費に追加。

【グローバル市場開拓枠における申請要件について】

類型	補助率	補助額	補助対象経費
①海外直接投資 ②海外市場開拓 （JAPANブランド） ③インバウンド市場開拓 ④海外事業者との共同事業	1/2 小規模事業者 ・再生事業者 の場合 2/3以内	100万円 ～3,000万円	①機械装置・システム構築費、 ②技術導入費、③専門家経費、 ④運搬費、⑤クラウドサービス利用費、 ⑥原材料費、⑦外注費、 ⑧知的財産権等関連経費、⑨ 海外旅費、 ⑩広告宣伝・販売 促進費（海外市場開拓 (JAPANブランド)類型のみ)

【大幅賃上げへの上乘せ支援】

- 「成長と分配の好循環」を一層強力に推し進めるため、**大幅な賃上げに取り組む事業者については、従業員数に応じて補助上限を100万円、250万円、1,000万円引き上げる**（ただし、回復型賃上げ・雇用拡大枠での活用は不可）。
- 事業計画において、**補助事業期間終了後3～5年で「①給与支給総額年平均6%増加かつ②事業場内最低賃金を年額45円以上引上げ」**を満たし、賃上げに係る計画書を提出することを要件とする。
- **要件未達の場合には、上乘せ分については、全額返還を求める。**

【現行要件との比較】

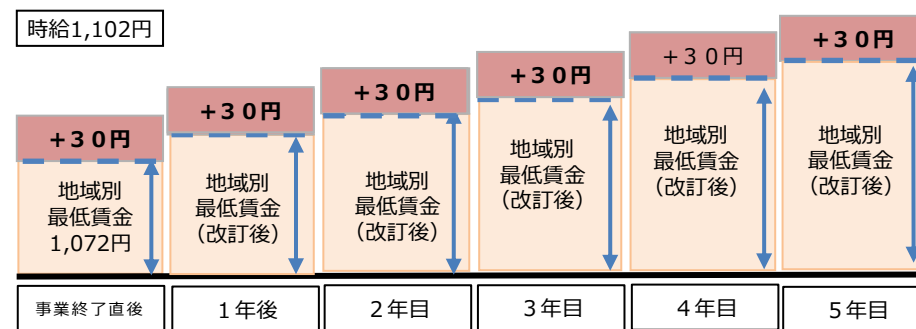
要件	通常の事業者	大幅な賃上げに取り組む事業者
①付加価値額	3%以上	同左
②給与支給総額	年率1.5%以上	左記の事業者より更に年率で 4.5%以上引上げ =年率6%以上引き上げ
③最低賃金	地域別最低賃金+30円以上の水準とする	左記に加え、 事業場内最低賃金を毎年45円以上引き上げる
④補助金返還の要件	②給与支給総額、又は③賃金の増加目標が補助事業を完了した事業年度の翌年度の3月末時点において未達の場合には、補助金交付額の全額返還を求める	同左

【補助上限の引上げ額】

従業員数	上乘せ補助額	補助率
5人以下	100万円	各申請枠の補助率とする
6～20人	250万円	
21人以上	1,000万円	

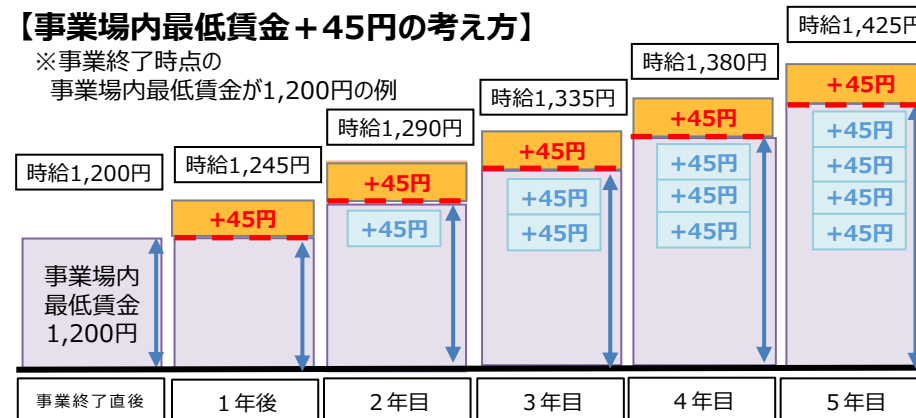
【地域別最低賃金+30円の考え方】

※2022年度11月時点、東京都で従業員の事業場内最低賃金が1,072円の事業者の例



【事業場内最低賃金+45円の考え方】

※事業終了時点の事業場内最低賃金が1,200円の例



【認定機器・システム導入型の新設】

- **業種・業態に共通する生産性向上に係る課題を解決**するため、**課題を認定し、当該課題解決に資する機械装置・システムを認定**する仕組みを創設。
- なお、事務局に設置する委員会において課題を認定し、解決のための研究開発を実施するため、**次年度以降の予算から新設する予定。**

Phase I ＜課題の認定＞

R4二次補正予算から開始

- ・業界団体・川下企業等から課題を提案
- ・今後、設置する委員会で、提案された課題について、広く中小企業に共通するものか、現場に即したものか、その解決が既存のツールでは解決困難なものかを審議。
- ・解決に資する機器等の開発を支援すべき課題を認定。

Phase II ＜課題解決策の開発＞

- ・Phase I で認定した課題の解決に資する機械装置・システムを、メーカーが開発。
- ※開発については、本事業において予算的支援はなし。

ポイント：導入支援により、メーカー等による自主的開発を促す。

Phase III ＜機器等認定・導入支援＞

次年度以降の予算から開始

- ・委員会において、開発成果について審議。Phase I で設定した課題の解決に資すると認められる機械装置・システムを認定。
- ・認定を受けた機械装置・システムについては、中小企業による導入を特別型により重点的に支援（上限引上げ及び優先採択を実施）。

従業員数	補助額	補助率
5人以下	1,000万円	1/2 (小規模事業者及び再生事業者は2/3)
6～20人	1,500万円	
21人以上	2,000万円	

課題の提案から機器等の導入まで、一貫通貫の事業として実施

【その他】

(1) 補助対象者の追加

14次公募から

- 「介護職員の働く環境改善に向けた政策パッケージ」の一環として、介護事業の生産性向上を支援するため、補助対象者に社会福祉法人を追加する。

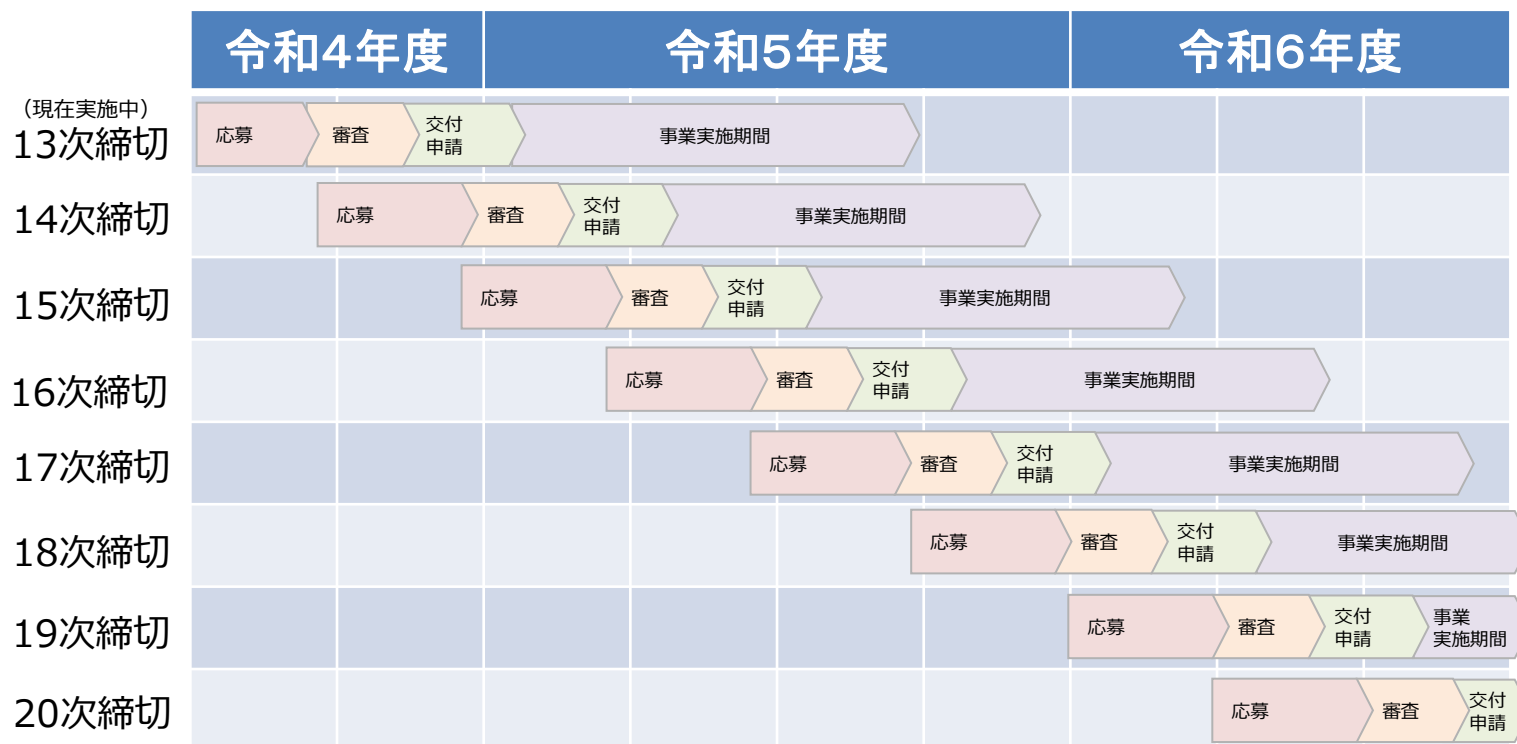
(2) ビジネスモデル構築型の廃止

最終公募実施済み

- 中小企業の革新的な事業計画策定を支援する「ビジネスモデル構築型」は廃止する。

(3) 今後のスケジュール（案）

- 令和4年度2次補正～令和6年度にかけて、切れ目なく事業を実施する。



公募スケジュール（一般型・グローバル展開型）

1. 公募開始日

第13回：~~2022年10月24日~~ **終了**

第14回：2023年 1月11日

2. 申請受付開始

第13回：~~2022年11月7日~~ **終了**

第14回：2023年 3月24日

3. 申請受付締切

第13回：~~2022年12月22日~~ **終了**

第14回：2023年 4月19日

4. 関連サイト

ものづくり補助金HP



[https://portal.monodukur
i-hojo.jp/index.html](https://portal.monodukur
i-hojo.jp/index.html)

生産性革命推進事業HP



[https://seisansei.smrj.go.j
p/](https://seisansei.smrj.go.j
p/)

中小企業対策関連予算



[https://www.chusho.meti.go.j
p/koukai/yosan/index.html](https://www.chusho.meti.go.j
p/koukai/yosan/index.html)

JGrants HP



[https://www.jgrants-
portal.go.jp/](https://www.jgrants-
portal.go.jp/)

gBizID HP



<https://gbiz-id.go.jp/top/>

(参考) ものづくり補助金を活用した取組事例

最新鋭うどん製麺機導入による生産性向上・品質高度化と通販・テイクアウト商品開発による販路開拓

・現在の製麺機には、生産能力とアナログ的な条件条件設定という課題があり、これを30年あまりの経験と技術を持つ職人が補っており、お土産や通販というお客様のご要望に応えることができない。

・本事業では、**最新鋭の製麺機の導入**により、生産能力を現在の2.5倍に増加するだけでなく、細かな製麺条件をデジタルで設定することで職人の経験と技術を数値化し、麺の品質の安定化に成功。

・さらに、加工した食材を熱いままで真空包装できる**真空包装機も導入**し、菌の繁殖温度帯を避けてパックし冷却することで、黄金出汁と自家製麺をセットでお土産や通販に提供することが可能となった。

居酒屋メニューを「手軽に・安全・美味しく」提供するための冷凍食品開発

・地元の生産者や道の駅から新鮮な食材を仕入れ、地産地消メニューにこだわっている。店に来るお客様だけでなく、この地域の美味しい食材を使った居酒屋の商品を、そのまま家庭で食べていただきたいという思いがあった。

・本事業では、**フリーザーシステムを導入**し、試作を繰り返しながら検証を行った結果、商品の風味、食感、味を損なうことなく、また安全な冷凍食品を提供出来るようになった。

・これからは、自社の商品だけでなく、これからは地元生産者の食材を、彼らの要望に応えた商品に加工し、インターネットを使って全国に届けていきたいと考えている。

●お問合せ先

お問い合わせ先

応募に関する不明点は、ものづくり補助金事務局サポートセンターまでお問い合わせください。

ものづくり補助金事務局サポートセンター

monohojo@pasona.co.jp

電話受付時間 10:00～17:00(土日祝日を除く) : 050-8880-4053

上記サポートセンターの職員が不適切な対応を行った場合や、申請支援者とのトラブルについて通報いただく場合は、以下の窓口までご連絡ください。(一般的な応募に関するお問い合わせは、上記サポートセンターをご活用ください。)

トラブル通報窓口

hokoku-mh@mail.chuokai.or.jp

電話受付時間 10:00～12:00 / 13:00～17:00(土日祝日を除く) : 03-6262-7921

●申請先

- ・申請方法は、電子申請のみです。
- ・GビズIDプライムアカウントが必要ですので、早めのご登録を御願いたします。

IT導入補助金

(サービス等生産性向上IT導入支援事業)

中小企業生産性革命推進事業

令和3年度補正予算案額 2,001億円

- (1) 近畿経済産業局 産業技術課 TEL : 06-6966-6017
- (2) 近畿経済産業局 中小企業課 TEL : 06-6966-6023
- (3) 近畿経済産業局 サービス産業室 TEL : 06-6966-6053
- (4) 近畿経済産業局 中小企業課 TEL : 06-6966-6023

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者を支援し、将来の成長を下支えします。
- そのため、中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、販路開拓を支援する中小企業生産性革命推進事業について、現行の通常枠の一部見直しを行うとともに、新たな特別枠を創設し、成長投資の加速化と事業環境変化への対応を支援します。
- 加えて、事業承継・引継ぎ補助金を新たに追加し、中小企業の実産性向上や円滑な事業承継・引継ぎを一層強力に推進します。

成果目標

- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業により、事業終了後4年以内に、以下の達成を目指します。
 - ・補助事業者全体の付加価値額が年率平均3%以上向上
 - ・補助事業者全体の給与支給総額が年率平均1.5%以上向上
 - ・付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上
- 小規模事業者持続的発展支援事業により、事業終了後1年で、販路開拓につながった事業者の割合を80%とすることを目指します。
- サービス等生産性向上IT導入支援事業により、事業終了後4年以内に、補助事業者全体の労働生産性の年率平均3%以上向上を目指します。
- 事業承継・引継ぎ支援事業により、令和4年度末までに約1,500者の中小企業者等の円滑な事業承継・事業引継ぎを支援します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

【各補助事業の内容】

(1) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）

中小企業等のグリーン、デジタルに資する革新的製品・サービスの開発又は生産プロセス等の改善に必要な設備投資等を支援するとともに、赤字など業況が厳しい中で生産性向上や賃上げ等に取り組む事業者を支援します。

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	750万円、1,000万円、1,250万円（※従業員規模により異なる）	原則1/2（※小規模事業者・再生事業者は2/3）
回復型賃上げ・雇用拡大枠		2/3
デジタル枠		
グリーン枠	1,000万円、1,500万円、2,000万円（※同上）	

(2) 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）

小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等に加え、賃上げや事業規模の拡大（成長・分配強化枠）や創業や後継ぎ候補者の新たな取組（新陳代謝枠）、インボイス発行事業者への転換（インボイス枠）といった環境変化に関する取組を支援します。

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	50万円	2/3（※成長・分配強化枠の一部の類型において、赤字事業者は3/4）
成長・分配強化枠	200万円	
新陳代謝枠	200万円	
インボイス枠	100万円	

(3) サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）

ITツール※補助額：～50万円（補助率：3/4）、50～350万円（補助率：2/3）

※会計ソフト、受発注システム、決済ソフト等

PC、タブレット等補助上限：10万円（補助率：1/2）、

レジ補助上限額：20万円（補助率：1/2）

インボイス制度への対応も見据え、クラウド利用料を2年分まとめて補助するなど、企業間取引のデジタル化を強力に推進します。

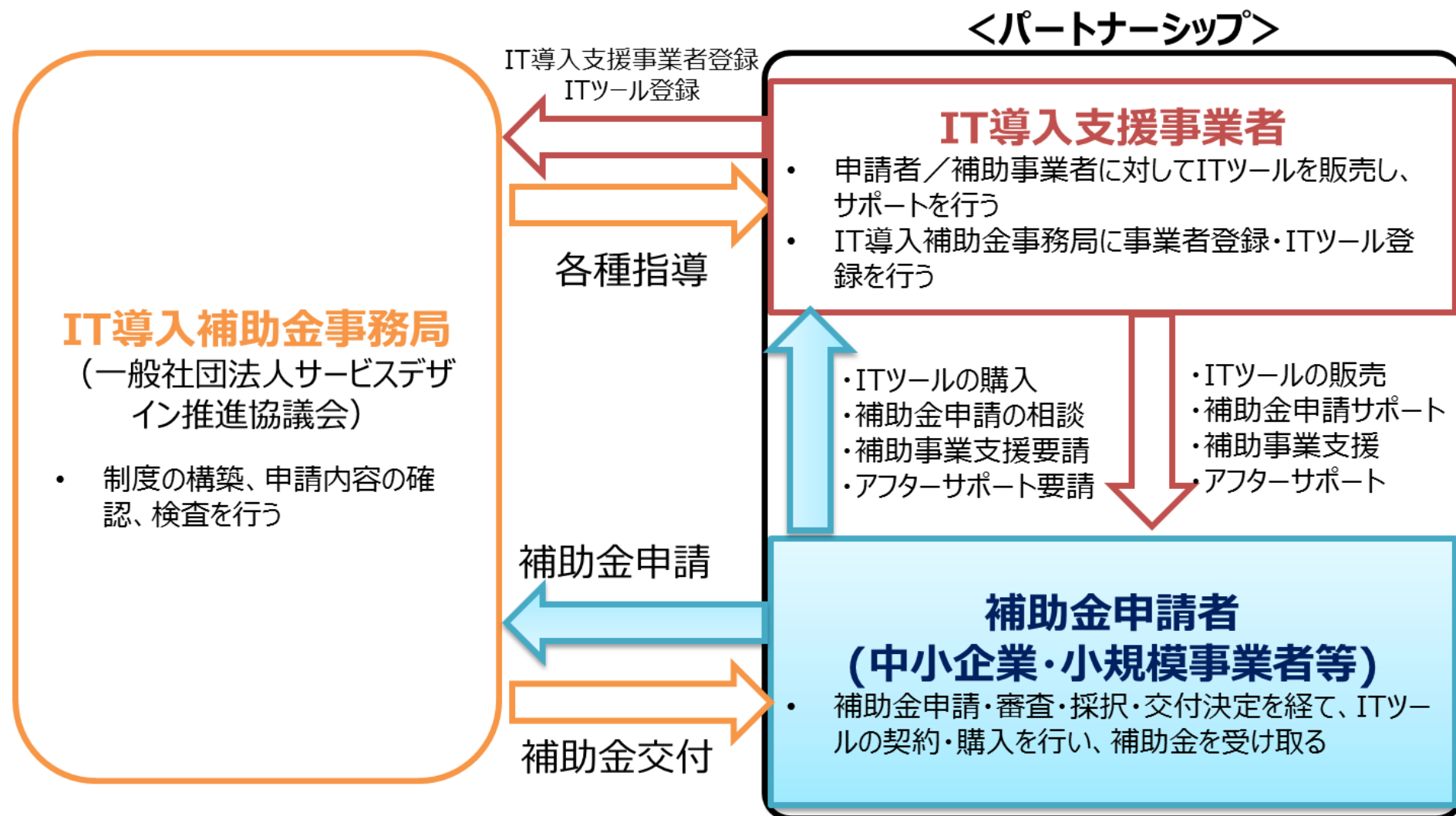
(4) 事業承継・引継ぎ支援事業（事業承継・引継ぎ補助金）

補助上限：150万円～600万円、補助率：1/2～2/3

事業承継・引継ぎ後の設備投資等の新たな取組や、事業引継ぎ時の専門家活用費用等を支援します。また、事業承継・引継ぎに関連する廃業費用等についても支援します。

「IT導入補助金」のスキーム

- 補助金申請者（中小企業・小規模事業者等）は、IT導入補助金事務局に登録された「**IT導入支援事業者**」とパートナーシップを組んで申請することが必要。



サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）

	通常枠		デジタル化基盤導入枠		セキュリティ対策推進枠
	A類型	B類型	デジタル化基盤導入類型	複数社連携IT導入類型	
対象者	中小企業者等（一定の従業員規模以下の財団法人、社団法人、学校法人、商工会、商工会議所等を含む）				
補助上限	30万～150万円未満	150万～450万円	会計・受発注・決済・ECソフト： 5万～350万円 PC・タブレット等： 10万円 レジ・券売機等： 20万円	(1)デジタル化基盤導入類型の対象経費（左記同様） (2)消費動向等分析経費 50万円×参画事業者数 補助上限：(1)+(2)で3,000万円 (3)事務費・専門家費 補助上限：200万円	5万円～100万円
補助率	1/2		会計・受発注・決済・ECソフト： 2/3～3/4 PC・タブレット等、レジ・券売機等： 1/2	(1)デジタル化基盤導入類型と同様 (2)・(3) 2/3	1/2以内
対象経費	ソフトウェア、クラウド利用費、導入関連費等 ※事前に事務局に登録されるITツールのみ対象		左記のものに加え PC・タブレット等のハードウェアにかかる購入費用も対象		「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているいずれかのサービス利用料 (最大2年分)
加点項目 必須要件	・事業計画期間(3年間)において、①「給与支給総額が年率平均1.5%以上向上」、②「事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上」を満たすこと ※A類型、デジタル化基盤導入類型:加点項目 B類型:必須項目 ・地域経済牽引事業者や地域未来牽引企業である場合、加点対象になり得る。			グループ全体で生産性が事業終了後2年以内に年率平均5%以上を目指す事業計画 :必須項目	①事業計画期間において、給与支給総額を3年後に4.5%以上増加、②事業計画期間において、事業場内最低賃金を地域別最低賃金+30円以上を満たす等 :加点項目
申請時期	公募終了		18次締切：1月19日 19次締切：2月16日 ※19次締切のみ補助下限が撤廃	公募終了	6次締切：1月19日 7次締切：2月16日
申請方法	電子申請(IT導入補助金申請システム)			電子申請(jGrants)	電子申請(IT導入補助金申請システム)

サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局ポータルサイト：<https://www.it-hojo.jp/> ※QRコードからでもポータルサイトにつながります。
 【お問い合わせ先】サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター：0570-666-424



IT導入補助金「通常枠（A・B類型）」の概要について

〈※公募終了〉

	通常枠	
類型	A類型	B類型
補助額	30万円～150万円 未満	150万円～450万円
補助率	1/2	
プロセス数	1以上	4以上
対象経費	ソフトウェア、クラウド利用費、導入関連費等 ※事前に事務局に登録されるITツールのみ対象	
加点要件 必須要件	A類型では <u>加点要素</u>	B類型では <u>必須要件</u>
	事業計画期間（3年間）において、以下 ① ② を満たすこと ① 給与支給総額が年率平均 1.5% 以上向上 ② 事業場内最低賃金が地域別最低賃金 + 30円 以上	

サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）

	通常枠		デジタル化基盤導入枠		セキュリティ対策推進枠
	A類型	B類型	デジタル化基盤導入類型	複数社連携IT導入類型	
対象者	中小企業者等（一定の従業員規模以下の財団法人、社団法人、学校法人、商工会、商工会議所等を含む）				
補助上限	30万～150万円未満	150万～450万円	会計・受発注・決済・ECソフト： 5万～350万円 PC・タブレット等： 10万円 レジ・券売機等： 20万円	(1)デジタル化基盤導入類型の対象経費（左記同様） (2)消費動向等分析経費 50万円×参画事業者数 補助上限：(1)+(2)で3,000万円 (3)事務費・専門家費 補助上限：200万円	5万円～100万円
補助率	1/2		会計・受発注・決済・ECソフト： 2/3～3/4 PC・タブレット等、レジ・券売機等： 1/2	(1)デジタル化基盤導入類型と同様 (2)・(3) 2/3	1/2以内
対象経費	ソフトウェア、クラウド利用費、導入関連費等 ※事前に事務局に登録されるITツールのみ対象		左記のものに加え PC・タブレット等のハードウェアにかかる購入費用も対象		「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているいずれかのサービス利用料 (最大2年分)
加点項目 必須要件	・事業計画期間(3年間)において、①「給与支給総額が年率平均1.5%以上向上」、②「事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上」を満たすこと ※A類型、デジタル化基盤導入類型:加点項目 B類型:必須項目 ・地域経済牽引事業者や地域未来牽引企業である場合、加点対象になり得る。			グループ全体で生産性が事業終了後2年以内に年率平均5%以上を目指す事業計画 :必須項目	①事業計画期間において、給与支給総額を3年後に4.5%以上増加、②事業計画期間において、事業場内最低賃金を地域別最低賃金+30円以上を満たす等 :加点項目
申請時期	公募終了		18次締切：1月19日 19次締切：2月16日 ※19次締切のみ補助下限が撤廃	公募終了	6次締切：1月19日 7次締切：2月16日
申請方法	電子申請(IT導入補助金申請システム)			電子申請(jGrants)	電子申請(IT導入補助金申請システム)

サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局ポータルサイト：<https://www.it-hojo.jp/> ※QRコードからでもポータルサイトに繋がります。
 【お問い合わせ先】サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター：0570-666-424



IT導入補助金「デジタル化基盤導入枠」の概要について

		デジタル化基盤導入枠			
類型	デジタル化基盤導入類型			複数社連携IT導入類型	
補助額	ITツール		PC/タブレット等	レジ・券売機等	(1) デジタル化基盤導入類型の対象経費 → 補助額・補助率ともに、左記と同様 (2) 消費動向等分析経費 → 補助額：参画事業者数 × 50万円 → 補助率：2/3 → 補助上限額： (1) + (2) = 3,000万円 (3) 事務費、外部専門家謝金、旅費 → 補助上限額：200万円 → 補助率：2/3
	5万円～50万円	50万円超～350万円	10万円以下	20万円以下	
機能要件	会計・受発注・決済・ECの機能の内、1機能以上を有するソフト	会計・受発注・決済・ECの機能の内、2機能以上を有するソフト	左記のITツールの使用に資すること		
補助率	3/4	2/3	1/2		
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用費（クラウド利用料1～2年分）、ハードウェア購入費、導入関連費等 ※「複数社連携IT導入類型」のみ、事務費・専門家費が補助対象経費に追加				
加点要件 必須要件	【加点要件】 事業計画期間（3年間）において、以下①②を満たすこと ① 給与支給総額が年率平均 1.5%以上 向上 ② 事業場内最低賃金が地域別最低賃金 +30円以上			【必須要件】 グループ全体で生産性が事業終了後 2年以内 に、年率平均 5%以上 を目指す事業計画	

※ただし、19次締切（～2/16〆切）のみ補助下限が撤廃

「デジタル化基盤導入類型」の概要について

1. 概要

- 中小・小規模事業者には、インボイス制度も見据えたデジタル化を一挙に推進するため、会計ソフト・受発注ソフト・決済ソフト・ECソフトの導入費用に加え、PC・タブレット、レジ・券売機等の導入費用を支援する。

2. 補助対象事業者

- 中小企業等（従来のIT導入補助金と同様）

3. 事業イメージ（例）

- 導入したITツール及びハードウェアを活用して、生産性向上に取り組む。

4. 補助対象経費（一例）

(1) ITツール

- 導入に係る費用
パッケージ購入費、初期費用（クラウド型の場合等）、システム構築費、導入作業費、役務費（導入支援）
- 利用に係る費用（2年分）
月額、年額サービス利用料、システム保守費用

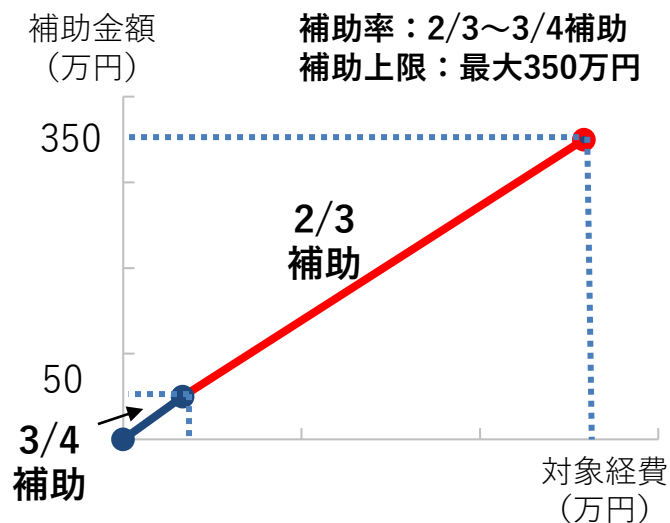
(2) ハードウェア

- 機器（本体、付属機器）購入費用、設置費用

5. 補助率・補助額

- ITツール：補助額～50万円（補助率4分の3）、補助額50万円～350万円（補助率3分の2）
⇒ 導入する機能数に応じて、補助上限額が変わる可能性があります。
- PC、タブレット：補助額10万円まで（補助率2分の1）、レジ等：補助額20万円まで（補助率2分の1）

【ITツールの補助率・補助上限額の関係】



1. 補助対象事業者

※ 事業に参加する事業者の数は「10者以上」であること

- 商工団体等
(例) 商店街振興組合、商工会議所、商工会、事業協同組合 等
- 地域のまちづくり、商業活性化、観光振興等の担い手として事業に取り組むことができる中小企業者又は団体
(例) まちづくり会社、観光地域づくり法人 (DMO) 等
- 複数の中小企業・小規模事業者により形成されるコンソーシアム

2. 補助対象経費 (一例)

(1) 基盤導入経費

- ITツール : 会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト、ECソフト
- ハードウェア : PC・タブレット、レジ・券売機等

(2) 消費動向等分析経費

- ITツール : 消費動向分析システム、経営分析システム、需要予測システム、電子地域通貨システム、キャッシュレスシステム、生体認証決済システム 等
- ハードウェア : AIカメラ、ビーコン、デジタルサイネージ 等

(3) 参画事業者のとりまとめに係る事務費・専門家費

3. 補助率・補助上限額

● 補助率

- (1) 基盤導入経費 : 1/2~3/4 (デジタル化基盤導入類型と同様)
- (2) 消費動向等分析経費 : 2/3 、 (3) 事務費、専門家費 : 2/3

● 補助上限額

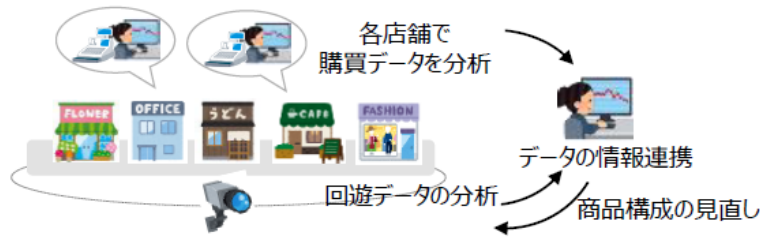
- (1) + (2) ⇒ 3,000万円、(3) ⇒ ((1) + (2)) ×10%

具体的な取組イメージ（IT導入補助金複数社連携IT導入類型）（※公募終了）

- 商業集積地等における消費動向等を分析するシステム等を導入し、データの収集・分析によりデジタルマーケティングを行うことで、当該地域の来街者増や回遊性向上等を図り、生産性向上につながる。

①地域にAIカメラ + 個店にPOSデータ分析システム

<地域全体> AIカメラで取得した来街者の属性や回遊データを分析
 ×
 <地域内の店舗> POSデータ分析システムにより各店舗の購買データを分析
 回遊性等の分析結果と店舗の売れ筋等を比較し商品構成の見直しなどに繋げる。



対象経費例 <ハードウェア> AIカメラ、POSレジ <ソフトウェア> 分析システム導入費

②地域にビーコン + 個店にAIカメラ

<地域全体> ビーコンで来街者に情報を発信
 ×
 <地域内の店舗> AIカメラで取得した各個店の消費者動向データを分析
 各個店のターゲット層に近い来街者に向け、効果的な情報発信を行う。



対象経費例 <ハードウェア> ビーコン、AIカメラ <ソフトウェア> 分析システム導入費

③地域に電子地域通貨 + 個店に分析アプリ

<地域全体> 電子地域通貨による地域経済の活性化やアプリによるクーポンの発行
 ×
 <地域の店舗> 電子地域通貨の利用状況から消費者の購買データを分析
 消費者の購買状況を踏まえた効果的な情報発信を行い来街を促進する。



対象経費例 <ハードウェア> キャッシュレス機器 <ソフトウェア> アプリ導入費、分析システム導入費

④地域にセンサー技術（人流・気象・交通量等）

<地域全体> 人流・気象・交通量などが計測できるセンサーを導入し、データを分析
 ×
 <地域の店舗> 各店舗で需要を予測
 来街者等のデータをもとに各店舗が需要予測を行い、業務効率の改善を行う。



対象経費例 <ハードウェア> センサー <ソフトウェア> 分析システム、需要予測システム導入費

サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）

	通常枠		デジタル化基盤導入枠		セキュリティ対策推進枠
	A類型	B類型	デジタル化基盤導入類型	複数社連携IT導入類型	
対象者	中小企業者等（一定の従業員規模以下の財団法人、社団法人、学校法人、商工会、商工会議所等を含む）				
補助上限	30万～150万円未満	150万～450万円	会計・受発注・決済・ECソフト： 5万～350万円 PC・タブレット等： 10万円 レジ・券売機等： 20万円	(1)デジタル化基盤導入類型の対象経費（左記同様） (2)消費動向等分析経費 50万円×参画事業者数 補助上限：(1)+(2)で3,000万円 (3)事務費・専門家費 補助上限：200万円	5万円～100万円
補助率	1/2		会計・受発注・決済・ECソフト： 2/3～3/4 PC・タブレット等、レジ・券売機等： 1/2	(1)デジタル化基盤導入類型と同様 (2)・(3) 2/3	1/2以内
対象経費	ソフトウェア、クラウド利用費、導入関連費等 ※事前に事務局に登録されるITツールのみ対象		左記のものに加え PC・タブレット等のハードウェアにかかる購入費用も対象		「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているいずれかのサービス利用料 (最大2年分)
加点項目 必須要件	・事業計画期間(3年間)において、①「給与支給総額が年率平均1.5%以上向上」、②「事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上」を満たすこと ※A類型、デジタル化基盤導入類型:加点項目 B類型:必須項目 ・地域経済牽引事業者や地域未来牽引企業である場合、加点対象になり得る。			グループ全体で生産性が事業終了後2年以内に年率平均5%以上を目指す事業計画 :必須項目	①事業計画期間において、給与支給総額を3年後に4.5%以上増加、②事業計画期間において、事業場内最低賃金を地域別最低賃金+30円以上を満たす等 :加点項目
申請時期	公募終了		18次締切：1月19日 19次締切：2月16日 ※19次締切のみ補助下限が撤廃	公募終了	6次締切：1月19日 7次締切：2月16日
申請方法	電子申請(IT導入補助金申請システム)			電子申請(jGrants)	電子申請(IT導入補助金申請システム)
参考情報	サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局ポータルサイト： https://www.it-hojo.jp/ ※QRコードからでもポータルサイトにつながります。 【お問い合わせ先】サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター：0570-666-424				



IT活用事例の紹介

「協和テクノロジズ株式会社（情報通信業）」

～RPAツールの導入により定型業務を自動化～

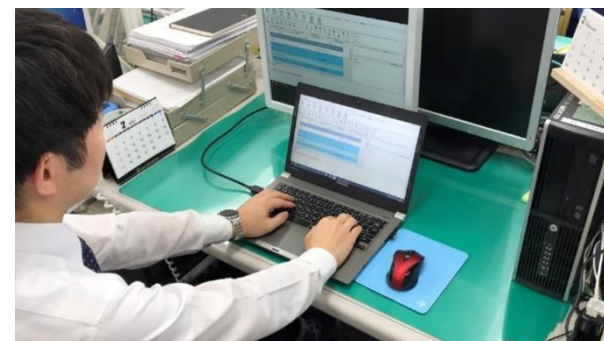
【企業概要】

- ・通信ネットワークの設計、構築、保守まで、情報通信設備に関する幅広いソリューションを提供。

【ITツール導入のきっかけ】

- ・複数の受発注システムに関する事務処理業務が**属人化**。
- ・人事異動による引継ぎに多くの時間がかかり、非効率な状況に。
- ・社内で働き方改革プロジェクトが立ち上がり、属人化防止・定型業務の自動化に取り組んだ。

日本語対応で、プログラミング未経験でも定型業務を簡単に自動化できる「RPAツール」を導入



【ITツール導入の効果】

- ・導入に際し、**業務プロセスを可視化**し改善することができた。
- ・入力時間の短縮、ミスの軽減、チェック時間の減少が積み重なり前年度同月残業時間と比較し、約25時間／月の残業時間を削減した。

IT活用事例の紹介

「株式会社大和屋本店（宿泊業）」

～**ホテル旅館向け予約・顧客管理システムを導入し、ルーティン業務のムダ取りを徹底**～

【企業概要】

・大阪市内道頓堀エリアにおいて、100年以上の歴史を持つ老舗旅館「大和屋本店」を経営。

【ITツール導入のきっかけ】

・周辺に多数のホテルが多数立地し競合が多いなかで、顧客満足度を高めて旅館の稼働率や客単価を上げるためには**生産性向上が重要**と考え、これまで手書きで行っていた予約・顧客情報の管理業務におけるIT導入を行った。

「ホテル旅館向け予約・顧客管理システム」を導入



【ITツール導入の効果】

・予約状況や料理の内容をフロント・調理場・宴会場（客室係）間で共有しやすくなり、**手書きや電話連絡などの手間を省き、ミスを無くす**ことができた。特に、電話予約に対して、表計算ソフトと手書きの台帳に入力・記入していたものが、一度のシステム入力で済むようになり、**年間で約1,800時間（1日あたり4～5時間）の入力時間を削減**できた。削減できた時間を宿泊客に対するおもてなしに充てることで、**顧客満足の向上**を図っている。



IT活用事例の紹介

「株式会社エアグラウンド（映像制作・クリエイティブ）」

～マーケティング支援ツールの導入で、社内の営業力強化を実現～

【企業概要】

・兵庫県尼崎市で「映像で身近な人を笑顔に！」をスローガンに、映像コンテンツ制作・ホームページ制作・多言語対応などを行っている。

【ITツール導入のきっかけ】

・新規事業を実施するにあたり、**集客のマーケティングや効果的な広報宣伝**を今まで以上に行いたいと考え、**マーケティングオートメーション**をIT導入補助金を活用して導入。

顧客管理・広告宣伝・情報発信・商談などを
オンライン上でサポートする営業支援ツールを導入



【ITツール導入の効果】

- ・**イベント企画・運営もできるコンテンツ制作会社としての強みが一層強化**され、受注件数や売上が増加。
- ・**最新の顧客情報を社内で共有**できるようになり、社長の頭の中だけにしかない状況からの脱却ができた。
- ・社員がマーケティングに興味を持つようになり、社員の提案力が向上した。

IT導入補助金2022ホームページ

<https://www.it-hojo.jp/>



※公募要領等は都度更新される可能性がありますので
逐次新着情報をご確認ください。

(問合せ先)

サービス等生産性向上 IT導入支援事業 コールセンター

0570-666-424

(IP電話等からのお問合せ先：042-303-9749)

受付時間：9:30～17:30／月曜～金曜（土日祝除く）

令和4年度第2次補正予算での拡充点

- インボイス対応に必要なITツール(会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト、ECソフト)導入を促進するため、「デジタル化基盤導入類型」において、補助率引上げ、クラウド利用料(2年分)、PC等のハード購入補助を引き続き実施。加えて、安価なITツール導入も可能とするため、補助下限額を撤廃(従来の補助下限値は5万円)。
- また、「通常枠」においても、より安価なITツールの導入や、導入したITツールの継続活用を促進するために、補助下限額の引下げとクラウド利用料2年分補助を措置。

枠名	通常枠		セキュリティ対策推進枠	デジタル化基盤導入枠				
	A類型	B類型	—	デジタル化基盤導入類型			複数社連携IT導入類型	
補助額	30万円 5万円～ 150万円 未満	150万円～ 450万円 以下	5万円～ 100万円	ITツール		PC等	レジ等	(a) デジタル化基盤導入類型の対象経費 ⇒補助額・補助率ともに同類型と同じ (b) (a)以外の経費 ⇒補助上限額:50万円×グループ構成員数 ⇒補助率は2/3 ※補助上限額は3,000万円/事業+事務費・専門家費
				5万円～50万円以下 ※下限額撤廃	50万円超～350万円	～10万円	～20万円	
補助率	1/2以内			3/4以内	2/3以内	1/2以内		
対象経費	ソフトウェア購入費 クラウド利用費(1年分 最大2年分)、導入関連費		サービス利用料(最大2年分)	ソフトウェア購入費、クラウド利用費(最大2年分)、ハードウェア購入費、導入関連費 【複数社連携IT導入類型のみ】上記に加え事務費・専門家費				

インボイス対応に必要なITツールの下限値を撤廃。

成長型中小企業等研究開発支援事業 (Go-Tech事業) について

成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）

※現時点で、令和5年度公募は令和4年度公募と同内容とするを予定しておりますが、変更される場合もございます。

- 特定ものづくり基盤技術やIoT、AI等の先端技術を活用した高度なサービスに関する研究開発や試作品開発等を支援し、イノベーションによる我が国製造業、サービス業の国際競争力の強化を図ります。
- 中小企業等が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、事業化につながる可能性の高い研究開発、試作品開発及び販路開拓への取組を最大3年間支援します。

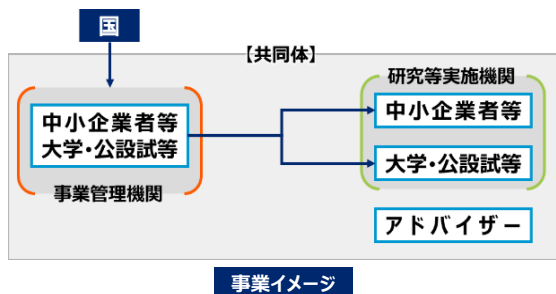
公募期間（参考：令和4年度1次公募）

令和4年2月25日(金)～
令和4年5月9日(月) 17時まで

申請対象者

- 中小企業者等を中心とした共同体。
- 単独では申請できません。
- 共同体は、研究等実施機関、事業管理機関を含む2者以上で構成する必要があります。

※ 中小企業者等、研究等実施機関、事業管理機関の定義や更に詳細なことは公募要領等をご確認ください。



申請方法

- e-Rad（府省共通研究開発管理システム）上のみで受け付けます。

対象事業

- 「高度化指針」*を踏まえた研究開発等で、事業化までの道筋が明確に描けているものが対象です。
- 補助事業期間終了後5年以内を目標に事業化を達成する目標を策定できる事業であることが必要です。
- かつ、中小企業者等自身の成長を目標として策定できる事業であることが必要です。

要件①	要件②	要件③
付加価値額 +3%以上/年	給与総支給額 +1.5%以上/年	事業場内最低賃金 地域別最低賃金+30円

- 申請は以下の2つの枠のいずれかを選択できます。

* 中小企業の特定期間のものづくり基盤技術及びサービスの高度化等に関する指針

(1) 通常枠

- 中小企業者等が大学・公設試等と連携し、高度化指針を踏まえて行う研究開発等を支援する枠

(2) 出資獲得枠

- 高度化指針を踏まえて研究開発等を行う中小企業者等であって、当該研究開発プロジェクトに、ファンド等からの出資を受けることが見込まれる事業者を支援する枠

補助事業機関・補助上限額等

(1) 補助事業期間

- 2年度 又は 3年度

(2) 補助率

- ① 中小企業者等 補助率：原則 2/3 以内
- ② 大学・公設試等 補助率：原則 定額

※ 詳細は公募要領等をご確認ください。

(3) 補助金額（上限額）

① 通常枠

単年度当たり 4,500万円以下
2年間合計で 7,500万円以下
3年間合計で 9,750万円以下

② 出資獲得枠

単年度当たり 1億円以下
2年間合計で 2億円以下
3年間合計で 3億円以下

ただし、補助上限額はファンド等からの出資予定金額の2倍とします。

その他申請に関すること

審査基準

- 申請対象者及び申請対象事業の内容を満たしている申請に限り、以下の項目を基に評価し、総合的な審査を行います。「IV. 出資獲得面からの審査項目」は出資獲得枠でのみ審査を行います。

出資獲得枠のみ

I. 技術面

- ① 技術の新規性、独創性及び革新性
- ② 研究開発目標値の妥当性
- ③ 目標達成のための課題と解決方法及びその具体的実施内容
- ④ 研究開発の波及効果

II. 事業化面

- ① 目標を達成するための経営的基礎力
- ② 事業化計画の妥当性
- ③ 事業化による経済効果

IV. 出資獲得面

- ① 産業政策との整合性
- ② 中小企業政策との整合性

IV. 出資獲得面

- ① 公的支援の必要性
- ② ファンド等出資者のハンズオン支援体制
- ③ 出資金が企業価値の向上に与える効果の程度

- 中小企業庁に設置する外部有識者等による採択審査委員会において審査します。
- 採択審査委員会は非公開で行われます。必要に応じてヒアリング等を行う場合があります。
- 出資獲得枠の審査では、必要に応じて対面審査（状況によってはリモート会議）を実施します。対面審査は、共同体からのプレゼンテーション及び質疑応答を予定しており、事業管理機関、主たる研究等実施機関及びファンド等出資者の出席を原則とし、詳細な日程は公募締切後に別途連絡します。
- 審査には、過去に採択を受けた旧サポイン事業・旧サビサポ事業の事業化状況報告書や国が行うフォローアップ調査等への回答状況、その内容（進捗状況等）も加味します。